

# 平成26年第3回更別村議会定例会会議録(1日目)

平成26年9月10日

1. 出席および欠席の議員は別表1のとおりである。
2. 会議事件は別表2のとおりである。
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものは別表3のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 酒井智寛  
書記 南雲美幸

	議 事
議 長	<p>ただいまの出席議員は7名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回更別村議会定例会を開会いたします。(10時00分)</p> <p>村長より招集の挨拶があります。</p> <p>岡出村長</p>
村 長	<p>本日ここに、平成26年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>まず広島をはじめ、全国各地で異常な集中豪雨等による災害が発生し、甚大な被害が出ております。多くの犠牲者に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p>村の基幹産業であります農業であります。春先の少雨、その後の急激な高温など、不安定な天候が続きましたが、後ほど報告をさせていただきますが、農作物生育状況調査結果のとおり、農業者をはじめ、関係者のご努力により豊穰のでき秋を迎えられる状況となっております。無事に収穫を終えられることを祈っているところであります。</p> <p>村の近況であります。都市部と比較して景気の回復感が感じられない中で、各種社会保障関係の負担増や、各種資材、燃料等の高止まり、また4月から消費税増税の影響等に加え、さらに昨年引き続き第2弾となる電気料金の大幅な値上げ申請が行われるなど、村民生活への影響が増す状況にあります。</p> <p>さらに本年度の普通交付税の算定において、特に小規模町村に厳しい算定結果となり、前年比9%以上、2億円の減額となり、政府が打ち出す地方創生戦略との考え方に、大きなギャップを感じているところであります。</p> <p>また懸案のTPP協議に関しましても、確たる情報も得られないままの協議が進んでおりますし、閣議決定の集団的自衛権容認につきましても、不安や危機感が広がっているところであります。より確かな情報の共有と連携を密にして必要な対応をしていかなければならないと思っております。</p> <p>本年度の村づくりに関しましては、こうした新しい課題も加わり、諸課</p>

題山積にありますけれども、村民の暮らしを守り、安心安全の村づくりに鋭意努めてまいっているものであります。更なるご指導とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

今定例会におきましては、平成 25 年度各会計決算認定の件、人事案件 1 件、条例等の制定、改正案件 4 件、村道の認定替えの件、そして一般会計他、各会計補正予算など合計 16 件についてご審議をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶いたします。

議長

村長の挨拶が終わりました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において、6 番堂場さん、7 番本多さんを指名いたします。

議長

日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長

松橋議会運営委員長

議会運営委員会において、協議決定した内容をご報告いたします。

先に、第 3 回村議会定例会の議事、運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 3 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件および議事日程ならびに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果会期につきましては、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 9 月 19 日までの 10 日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりといたしました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長の報告が終わりました。

議長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第 3、会期決定の件を議題といたします。

議長

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より 19 日までの 10 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は 10 日間と決定しました。

議長

日程第 4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告をもとめます。

### 堂場総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員会所管事務調査の報告を行います。

本委員会は所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成26年7月28日午前9時00分。

調査場所、更別村議会議員控室。

調査事項、「交流拠点施設整備に関する検討状況について」を、調査事項として、更別村商工会から提出された更別村市街地活性化交流施設建設計画書に対する村の支援策の検討状況を中心とした調査とした。

経過、委員4名及び議長の出席により、調査事項について企画政策課長等の出席を求め、調査を行った。

調査の結果、1、更別村市街地活性化交流施設計画書提出までの経緯

村では平成20年度に更別村市街地活性化基本計画素案を設定され、平成21年度には市街地活性化事業の核となるべき施設の必要性、場所について協議された。平成22年度に更別村市街地活性化実施計画が策定され、ふれあい創出プロジェクト、交流拠点施設の整備が位置づけられた。なお、交流拠点施設用地の取得について、権利者側の都合により一時凍結の状態となったが、その後調整が進み平成25年2月に取得している。平成25年7月に商工会が市街地活性化交流施設に関わる基本構想報告書を村に提出し、さらに内容を精査した計画書を作成すること、建設にあたっては民設民営で行うことが確認された。また、施設規模、建設費、維持管理費等については、村と商工会による協議が行われた。平成26年6月に商工会長が更別村市街地活性化交流施設建設計画書を村に提出し、建設費等助成について要望を行った。

#### 2 更別村市街地活性化交流施設建設計画書の概要

交流拠点施設は商工会館の機能を持ちながら、ふれあいの場として市街地商店街に訪れた人だけでなく、多くの地域住民が気軽に足を運んでもらうことのできる公共性の高い、地域のためコミュニティサロンも目指している。施設建設の手法は、民設方式とし、事業主体は商工会が担う。施設は市街地活性化交流館、前庭、シンボルから構成され、市街地活性化交流館にはエントランスホール、バス停、バス待合コーナー、バス定期券売り場、金融機関ATM、事務室などを設置することとしている。事業地は村有地である河西郡更別村字更別南1線91番地20及び21で、事業期間は平成27年度予定としている。敷地面積は793.50㎡、建築面積は367.45㎡、構造は鉄筋造、一部2階建、延床面積は466.35㎡となっている。

#### 3 村の支援策の検討状況

商工会は、商工会法の営利を目的としてはならないという原則により、商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。このような中で、商工会では市街地活性化におけるふれあい創出の実現に向け、民設民営による交流拠点施設を整備し、憩い、交流、産業連携の三つの場を設定し、中心市街地の活性化に向けて活動を推進するよう計画している。このことから村では交流拠点施設の建設

に関連し、次の支援策を講ずることを検討している。

1 建設敷地の貸与、交流拠点施設の建設敷地として、河西郡更別村字更別南1線91番地20および河西郡更別村字更別南1線91番地21を貸与する。

2 関連事業の実施、建設敷地に村事業としてポケットパーク及びおもいやり駐車場を整備する。

3 建設費の支援、交流拠点施設の建設費について、自己資金充当後の不足分に対し、補助金を交付する。補助金の財源として、過疎債の借入れを見込んでいる。

4 運営費の支援、交流拠点施設は民設民営であることから、自立した運営を基本とするが、現行の商工会運営事業助成金の施設管理費に準ずる割合で運営費に対し支援する。

5 現商工会館の譲渡、現商工会館を無償で譲渡する。なお、商工会において地域振興、商業の活性化に資する施設として活用することを条件に売却し、交流拠点施設建設費の自己資金とすることを想定している。

以上、報告いたします。

議長

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

産業文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、所管事務事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

- 1 調査日時 1回目 平成26年5月29日午前10時00分  
2回目 平成26年8月19日午前9時00分

2 調査場所 更別村議会議員控室および浦幌町

3 調査事項 酪農畜産の現状と振興について、を調査事項とし、村内の酪農・畜産の離農が進み、減少に歯止めが効かない状況において、赤字運営が続く村営牧場の現状と、更別村農業経営・生産対策推進会議酪農部会における酪農畜産の課題の検討状況および村営牧場の方向性について調査すると共に、通年預託・哺育も行き、指定管理者制度を導入する先進地の自治体と施設運営等を視察した。

4 経過 委員5名および議長の出席により、調査事項について産業課長等の出席を求め調査を行った。

また、浦幌町の酪農畜産の現況、町営牧場における指定管理者制度導入の経緯等を調査すると共に、浦幌町模範牧場を視察し、指定管理者制度による運営管理等の状況を調査した。

5 調査結果 村営牧場の平成26年度入牧頭数は前年度比100頭減となっている。離農や個人での預託等が減少の主な原因となっており、今後入牧頭数が減れば、収入の確保が難しく、飼料等の高騰により経費も圧迫され、運営に影響がでることが懸念される。運営体制では、人材の確保も難しく、受精等の専門員の配置の要望もあるが、難しい現状である。

浦幌町模範牧場は、国の共同利用模範牧場設置事業で整備され、総面積

383.4ヘクタール、三地区で運営され、通年預託・哺育育成を行い、夏季750頭、冬季530頭、哺育130頭を受入れている。

平成23年1月より指定管理者制度を導入しており、十勝太、静内団地の2か所を視察した。指定管理者は、職員15名体制により管理運営を行っている。代表者は町直営時代から牧場の管理運営に関わっていた職員で、平成7年に草地の効率的運用、循環型の集約放牧技術をニュージーランドで学び、ニュージーランド方式を実践している。飼料、堆肥を施設内で賄うことにより経費の適正化につながっている。

村内における酪農・畜産の現状は、危機的な状況にあり、早期の振興策、および支援体制の構築が重要である。村及びJA・生産者が協力し、協議を進める必要がある。村営牧場の方向性については、関係機関の協議が進められている現状では、指定管理者制度導入の検討は難しい。

通年預託、哺育育成の受入についても、飼料の確保、施設の整備が大規模となることから、更別村農業経営・生産対策推進会議における十分な検討が求められる。今後も産業文教常任委員会において、重要課題と位置付け、継続的に調査を行う必要がある。

以上、報告とします。

議 長

これで常任委員会の報告を終わります。

日程第5 一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村 長

それでは口頭にてですね、補足説明をさせていただきます。

1番目の平成25年度更別村のバランスシートについてでございますけれども、別紙1のとおり平成25年度更別村バランスシートをまとめたところであります。

内容につきましてはですね、私の説明の後に、吉本総務課長に補足説明をさせたいと思います。

2の平成25年度建設工事の進捗状況、100万円以上についてでありますけれども、別紙2のとおりまとめてございます。工事等順調に行われているところであります。内容につきましては、お目直しをお願いするものであります。

3の農作物生育状況についてでございますが、9月1日現在の調査を別紙3のとおりまとめたものでございまして、まあ総じて平年以上に進んでいるということでございます。このまま収穫されることを願っているところであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

議 長  
総務課長

吉本総務課長

平成25年度更別村のバランスシートにつきまして、補足説明させていただきます。

別紙1 1ページをお開き下さい。

1の作成基準等につきましては、一般会計を対象としております。2の

構成内容、2ページにまいりまして、3 バランスシートに関わる留意事項につきましては、国が示す手法により算出しておりまして、前年度と変わってございません。

3 ページをお開き下さい。バランスシート、貸借対照表となります。借方でございますが、資産の部、1 有形固定資産につきましては、昭和44 年度以降に取得した土地・建物等が対象となりまして、減価償却後の数字を載せてございます。有形固定資産合計で 11,613,137 千円で、前年比較 99,527 千円の減となっております。

2 の投資等でございます。各投資等および出資金には、決算書 230 ページから 231 ページにわたります株券出資金、出捐金の合計額を記載してございます。貸付金につきましては、決算書 48 ページと 94 ページの貸付金の合計額となるものでございます。それから基金と退職手当組合積立金を足しまして、投資等の合計で 3,271,314 千円で、前年度比較 120,613 千円の増となっております。

3 の流動資産でございますが、(1) の現金預金につきましては、決算書に載ってございますけれども財政調整基金ですとか減債基金の額でございます。歳計現金につきましては、実質収支額になります。決算書の 127 ページの数字でございます。(2) の未収金でございますけれども、地方税につきましては、村税の未収金と不納欠損額が含まれてございます。②のその他でございますけれども、繰越明許費を含んでございます。

流動資産の合計で、2,461,555 千円で、前年度比較 144,538 千円となっております。資産合計で、17,346,006 千円、前年度比較 165,624 千円の増となっております。

貸し方でございます。負債の部でございますが、1 固定負債につきましては、地方債で 4,117,305 千円でございます。決算資料の 37 ページの数字でございます。(3) の退職給与引当金につきましては、年度末現在の職員数が退職した場合に、どれぐらいの退職金が支払われるかという概算数字でございます。見積もった数字でございます。固定負債合計で、4,647,487 千円となっております。2 の流動負債でございますが、これにつきましては、来年度の償還予定の額が載ってございます。負債の合計で、5,282,696 千円で、前年度比較 124,887 千円の増となっております。

正味資産の部でございますが、1 の国庫支出金と 2 の都道府県支出金につきましては、昭和 44 年度以降の有形固定資産の取得に充当した補助金等の原価償却後の額を載せてございます。

3 の一般財源でございますけれども、8,201,262 千円につきましては、借方の資産合計の数字から、貸方の負債合計、それから正味資産の国庫支出金、都道府県支出金を順次差し引いた残りの数字でございます。正味資産合計では 12,063,310 千円、前年度比較 40,737 千円となるものでございます。負債・正味資産合計は 17,346,006 千円でございます。

4 ページをお開き下さい。バランスシート財務分析指標値につきましては、平成 23 年度から 3 か年度間の数字を比較したものでございます。お目通しいただければと思います。

5 ページになります。住民一人当たり、バランスシートでございます。3 ページのバランスシートの数字を平成 26 年 3 月 31 日現在、住民基本台帳人口 3,349 人で割った数字でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7、議案第 41 号、更別村教育委員会委員の任命につき、同意を求める件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

その前に渡辺教育委員長、退席をお願いしたいと思います。

提案理由の説明をお願いします。

岡出村長

議案第 41 号、更別村教育委員会委員の任命につき、同意を求める件であります。更別村教育委員会委員に次のものを任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字上更別南 15 線 86 番地 3、渡辺正男氏、昭和 24 年 2 月 20 日生まれでございます。渡辺氏におかれましては、平成 14 年 10 月から、これまで 3 期教育委員を務めていただいております。平成 22 年 10 月からは、教育委員長として教育、文化の振興に手腕を発揮されております。現在、教育改革推進の過渡期にありまして、豊富な知識と経験をお持ちの渡辺氏に、引き続き教育委員をお願いするものであります。

ご同意たまわりますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第 41 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご意義ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議案第 41 号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議長 日程第 8、議案第 42 号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長 岡出村長

議長 議案第 42 号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件であります。更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものであります。

理由であります。子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要がございますので、この条例を制定するものであります。

少し説明を加えますけれども、平成 24 年 8 月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保ならびに地域における子ども・子育て支援の充実を図るために、子ども・子育て関連三法が成立をいたしまして、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されたわけがあります。

新たな制度におきましては、児童福祉法等に基づく認可等を前提として、施設事業者が運営基準等を満たしていることを確認して、給付の対象とすることとなっております。このため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を、市町村が条例で定めることとされたことに伴い、今般条例を制定することとなっております。

なお、条例の内容等につきましては、金曾保健福祉課長に補足説明を致させます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長 金曾保健福祉課長

保健福祉課長 それでは議案第 42 号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について補足説明させていただきます。

議案の 1 ページをお開き下さい。第 1 章総則といたしまして、第 1 条から第 3 条において趣旨、定義、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の一般原則を規定しております。

4 ページをお開き下さい。第 2 章特定教育・保育施設の運営に関する基準では、第 1 節は第 4 条において利用定員に関する基準、第 2 節第 5 条から第 34 条において運営に関する基準。

16 ページをお開き下さい。第3節でございます。第35条及び第36条におきまして特例施設型給付費に関する基準について、規定しております。

18 ページをお開き下さい。第3章特定地域型保育事業の運営に関する基準では、第1節は第37条において利用定員に関する基準。

19 ページをお開き下さい。第2節では第38条から第50条において運営に関する基準。

飛びますが26 ページをお開き下さい。第3節では第51条及び第52条において特例地域型保育給付費に関する基準を規定しております。

27 ページをお開き下さい。第4章第53条におきまして雑則を規定しております。

附則でございます。第1条において、施行期日を定めております。この施行期日につきましては、具体的には消費税が10%となることが決定した際に、政令により定められるものであります。第2条につきましては、特定保育所が特定教育・保育を提供する場合の規定について、第3条から第5条については施設型給付費及び小規模保育事業C型の利用定員及び連携施設に関する経過措置について規定しております。

簡単ではありますが、以上で本条例の説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議長

質疑の発言を許します。

ありませんか

4番松橋議員

議長、動議

議長

4番 松橋さん

4番松橋議員

ただいま議題となっております議案第42号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査をされますよう動議を提出いたします。

以上、各位のご賛同をお願いをいたします。

議長

ただいま4番松橋さんから、所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議を直ちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。議案42号、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。したがって議案第42号、更別村特定教育・保育

		施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 午前 11 時 00 分まで休憩いたします。 (10 時 42 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 00 分)
議	長	日程第 9、議案第 43 号更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 43 号更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件であります。更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。 理由であります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正によりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この条例を制定するものであります。 本件に関しましても、議案第 42 号と関連する議案でございまして、この内容につきまして、本件につきまして、金曽保健福祉課長に補足説明を致させます。ご審議方よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。
		金曽保健福祉課長
議	長	それでは議案第 43 号、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。
保健福祉課長		それでは議案の 1 ページをお開き下さい。本条例では第 1 条において趣旨、第 2 条において定義、第 3 条において最低基準の目的等、第 4 条において最低基準と放課後児童健全育成事業者、2 ページをお開き下さい。 第 5 条において、放課後児童健全育成事業の一般原則、第 6 条において放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、第 7 条において放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、3 ページをお開き下さい。第 8 条において放課後児童健全育成事業者の職員の知識・技能等の向上等、第 9 条において設備の基準、第 10 条において職員、5 ページをお開き下さい。第 11 条において利用者を平等に取り扱う原則、第 12 条において虐待等の禁止、第 13 条において衛生管理等、第 14 条において運営規程、6 ページをお開き下さい。第 15 条において放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第 16 条において秘密保持等、第 17 条において苦情への対応、第 18 条において開所時間及び日数、7 ページをお開き下さい。第 19 条において保護者との連絡、第 20 条において関係機関との連携、第 21 条において事故

発生時の対応について規定しております。

附則でございます。8 ページをお開き下さい。附則第 1 条におきましてこの条例の施行期日を規定しております。なおこの施行期日につきましては、先ほどの議案第 42 号の条例と同様に、消費税が 10% となることが決定した際に政令により定められるものであります。第 2 条につきましては、職員の資格の取得に関する経過措置について規定しております。

以上で本条例の説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

1 番高木議員

議長、動議

議 長

1 番 高木さん

1 番高木議員

ただいま議題となっております、議案第 43 号、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。各位のご賛同をお願いいたします。以上です。

議 長

ただ今 1 番高木さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第 43 号、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長

日程第 10、議案第 44 号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 44 号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件でございます。更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。理

由であります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要がございますので、この条例を制定するものであります。本条例につきましても、議案第42号、43号と関連するものでございます。なお、本条例に関しましても、金曾保健福祉課長に補足説明を致させます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長  
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

それでは議案第44号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。本条例は第1章総則といたしまして、第1条趣旨から第21条秘密保持等を規定しております。9ページをお開き下さい。第2章家庭的保育事業は第22条から第26条において、家庭的保育事業の基準を、10ページをお開き下さい。第3章小規模保育事業についてでございます。第1節、小規模保育事業の区分では第27条において、小規模保育事業の3区分を規定し、第2節、小規模保育事業A型では第28条から第30条において小規模保育事業A型の基準を、14ページをお開き下さい。第3節、小規模保育事業B型では第31条及び第32条において小規模保育事業B型の基準、15ページをお開き下さい。第4節になります。小規模保育事業C型では第33条から第36条において小規模保育事業C型の基準を規定しております。

16ページをお開き下さい。下段になりますが、第4章居宅訪問型保育事業では、第37条から第41条において居宅訪問型保育事業の基準を規定しております。18ページをお開き下さい。第5章事業所内保育事業では第42条から第48条において、事業所内保育事業の基準を規定しております。23ページをお開き下さい。附則でございます。附則の第1条では、本条例の施行期日について規定をしております。この条例につきましても、議案第42号、第43号と同様に、消費税が10%となることが決定した際に、政令により定められるものとなっております。

第2条から第5条では、食事の提供、連携施設、職員、定員に関する経過措置について規定しております。以上、本条例の説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

7番本多議員

議長、動議

議 長

7番本多さん

7番本多議員

ただ今議題となっております議案第44号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。ご賛同いただきますようよろしくお願ひ

議長 いたします。  
 議長 ただ今 7 番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者、皆さん賛成なんでしょうね、  
 (はいの声あり)  
 議長 はい、賛成者がありますので、動議は成立いたしました。したがって本動議をただちに議題として採決いたします。おはかりいたします。  
 議長 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)  
 議長 異議なしと認めます。したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。おはかりいたします。  
 議長 議案第 44 号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。  
 これにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)  
 議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。  
 議長 日程第 11、議案第 45 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 岡出村長  
 村長 議案第 45 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件でございます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものでございます。  
 1 の理由であります、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入するに伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合から規約別表の一部変更について協議の申し出がありましたことから、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
 2 の要旨でございますが、組合理約別表の組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名に、「根室北部廃棄物処理広域連合」を追加するというところでございます。  
 次のページをお開きいただきたいと存じます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約でございますが、内容につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合を加えるという内容でございます。  
 なお附則でございますが、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという事になってございます。  
 以上、ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 45 号、北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更の件 を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 12、議案第 46 号、村道路線の廃止の件及び、日程第 13、議案第 47 号、村道路線の認定の件の 2 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 46 号、村道路線の廃止の件であります。道路法第 10 条第 3 項の 規定に基づき、次の村道路線を廃止するものでございます。廃止する路線 でございますが、路線番号 47、路線名上更別東 1 条とおり、起点終点に つきましては、お目通しをお願いするものでありまして、延長は 383.2m でございます。 次に路線番号 240、路線名は南 14 線でございます。起点終点につつま してはお目通しを願うことといたしまして、延長につきましては 5,519.86 mでございます。 次に路線番号 241、路線名、南 14 線甲でございます。起点終点につつま してはお目通しを願うことといたしまして、延長は 892.59m ございま す。 理由でございますが、道路工事の施工に関し、村道路線の延長に変更が 生じたので、認定変更の必要が出てまいりました。まず、当該村道路 線を廃止するため、議会の議決を求めるものでございます。 続きまして議案第 47 号、村道路線の認定の件であります。 道路法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、次の村道路線を認定するものでご ざいます。路線番号は 47、路線名は上更別東 1 条とおり、起点終点につ きましては、お目通しをお願いするもので、延長につきましては 448.88 m でございます。 次に路線番号 240、路線名につきましては、南 14 線、起点終点につつま しては、お目通しをお願いすることといたしまして、延長は 6,630.11 m としてございます。 理由につきましては、道路工事の施工に関し、村道路線の延長に変更が

生じましたので、村道、当該村道路線を認定するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該路線につきまして、資料を提出してございます。これにつきましては、ご参照をいただきたいと存じます。

よろしくご審議方お願い申し上げまして、提案説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから議案第 46 号及び議案第 47 号に対する質疑を行います。

議長 質疑の発言を許します。

議長 ありませんか  
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議長 これで質疑を終わります。

議長 これから議案第 46 号及び議案第 47 号に対する討論を行います。

議長 討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議長 これから第 46 号、村道路線の廃止の件及び議案第 47 号、村道路線の認定の件を一括して採決いたします。

議長 議案第 46 号及び議案第 47 号は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第 46 号及び議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 14、議案第 48 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 3 号の件を議題といたします。

議長 提案理由の説明を求めます。

村長 岡出村長

村長 議案第 48 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 3 号の件でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,860 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,300,365 千円とするものであります。以下、お目通しをお願いするものであります。

議長 今回の補正に関しまして、主なものといたしましては、歳入にあつては普通交付税等の歳入調整を行うものでございます。歳出にあつては、市街地活性化として商工会が事業主体として行う交流拠点施設建設事業の実施設分にかかる村の補助ほか、所要の補正を行うものでございます。なお三好副村長に補足説明を致させます。よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長 三好副村長

副村長 それでは平成 26 年度更別村一般会計補正予算、第 3 号につきまして、補足説明をさせていただきます。最初に予算書の 17 ページをお開き下さい。補正予算全般に関わるですね、給与費に関して先にご説明をさせていただきますと思います。

まず1 特別職でございます。比較の欄をご覧ください。比較の欄を閲覧いただきたいと思いますけれども、ここで増減するものにつきましては長等の共済費で113千円を減額する内容となっております。これはあの共済費の負担金、負担率の変更という内容になってございます。その部分を補正いたしますと、一番上の補正後の欄を閲覧いただければと思いますけれども、計の欄で職員数191、給与費で54,247千円、共済費で10,749千円、合計しまして64,996千円となるものでございます。

次に18 ページをお開き下さい。一般職の部分でございます。比較のところでも最初に説明させていただきたいと思います。まず給与費につきましては、給料で954千円の追加、職員手当等で762千円の減額ということでございます。給料、職員手当分につきましては、人事異動それから昇格等に伴う部分ということとですね、職員手当等につきましては、本年度予定しておりました農業委員会の選挙が無投票ということになったことに伴う減額が主な内容というふうになってございます。給与費につきましては、192千円という追加というふうになってございます。共済費につきましては、負担金率の変更ということで891千円の減額でございます。合計いたしまして699千円の減額となっているところでございます。補正後につきましては、職員数73名給与費の計が405,235千円、共済費が83,752千円、合計しまして488,987千円というふうになるものでございます。職員手当等の明細につきましては、その下の方に整理してございますので、お目通しの方をよろしくお願いします。

続きまして、歳出の方から先にご説明をさせていただきます。9 ページをお開き下さい。款1 議会費におきまして1,768千円を追加しまして、51,673千円とするものでございます。主な内容につきましては項1 議会費、目1 議会費で同額を追加するものでございますが、説明欄にございますように、(1) 議会運営経費で244千円を追加するものでございます。これにつきましては11 需用費で追加するものでございますけれども、議会だよりが150号を迎えるということで、記念発行経費を今回追加するものが主な内容となっております。

続きまして、款2 総務費でございます。10,035千円追加しまして、954,960千円とするものでございます。主なものといたしまして、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますけれども、次10 ページをお開き下さい。説明欄(4) 北海道市町村備荒資金組合積立金ということで5,000千円を追加するものでございます。19 負担金補助及び交付金で備荒資金組合の積立をするものでございます。これにつきましては、普通納付金ということで積立をするということでございまして、普通納付金につきましては納付時期が6月と11月に設定されているところで、今回補正をさせていただいてですね、積立をするということでございます。現在高、備荒資金の積立金の現在高は872,559千円に今回の5,000千円を積み立てしますと、877,559千円となるものでございます。説明欄(5) の社会保障・税番号制度整備事業で663千円の追加でございます。19 負担金補助及び交付金において、地方公共団体情報システム機構負担金ということでござ

います。これにつきましては、サーキット分の負担金ということでございまして、全額国庫補助金で措置されるものでございます。ちなみに6月にはシステム分の補正をさせていただいたところでございます。

続きまして目4の地方振興費でございます。(1)で地方振興関係事業臨時分ということで1,625千円を追加するものでございます。これにつきましてはですね、あの、サーキット場がございまして。そのサーキット場を整備するときにですね、幕別との境界にございまして協和19号道路というのがございましてけれども、これはあの道の事業で実施していただいたところでございます。その中でですね、当初交通量の関係で2車線分を確保して、とりあえずは1車線分の道路を整備したところでございまして、1車線分が残っているというような状況でございます。その後ですね、道路自体につきましては、道から村の方に移管を受けていたわけなんですけれども、敷地につきましては、移管を受けてなかったということで、今回移管を受ける登記手数料、それとですね、2車線分用地幅があるものですから未了となっております1車線分につきましては隣接者に売却をしようということでですね、その部分の用地確定測量委託料を見込んでいたところでございます。1,625千円の内訳につきましては、12役務費で276千円、13の委託料これは用地確定測量委託料でございますけれども、1,349千円となっているところでございます。

続きまして、11ページの方に移りますけれども、説明欄(2)市街地活性化事業で5,457千円を追加するものでございます。これにつきましては先ほどの総務厚生常任委員会ですね、委員会の調査の中で詳しく報告をなされたところの部分の事業でございます。最初にですね、19負担金補助及び交付金ということで交流拠点施設建設事業助成金4,320千円となっております。これにつきましては、市街地活性化のにぎわい創出に向けて、憩い・交流・産業連携をコンセプトにしてですね、来年度商工会で整備を予定している交流拠点施設建設に伴う実施設計分の助成金ということで計上しているところでございます。

それから13委託料でございますけれども、事業委託料ということで1,037千円を追加するものでございます。これにつきましては交流拠点施設ですね、外構工事これは村で施設整備することで予定しておりますけれども、その分の実施設計ということで、思いやり駐車場、街中ポケット分400㎡相当分ですね、設計委託を見込んでいたところでございます。これにつきましては、あのお手元の方ですね、一般会計補正予算第3号予算資料ということで、提出させていただいているところでございます。そちらの方をご覧いただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、平成26年度補正予算第3号建設事業調ということで、単独事業といたしまして

総務費で市街地活性化事業ということで、予算額が4,320千円、地方債で3,500千円、これは過疎債でございます、そして一般財源で820千円ということで財源を、内訳を整理しているところでございます。備考欄にございますように、交流拠点施設の実実施設計の助成金ということでございまして

て、鉄骨造 2 階建、延面積 466.35 m<sup>2</sup>、事業主体については更別村商工会ということでございます。

また議案の方戻らさせていただきます、11 ページの目 10 財政調整基金費ということで、説明欄 (1) にごございます財政調整基金積立金 17,324 千円を追加するものでございます。25 の積立金で基金に積立する積立金 17,324 千円を計上しているところでございます。これはあの、当初 25,000 千円、当初予算で計上しておりましたけれども、今回追加して 42,324 千円とするものでございます。この財政調整基金につきましては、年度間によって生じる財政の不均衡を調整するために、地方財政法第 7 条により、剰余金の 2 分の 1 以上を積むものということで、今回追加させていただくものでございます。

続きまして項 4 選挙費、目 5 の農業委員会選挙費でございます。説明欄 (1) にごございますけれども、農業委員会の選挙経費ということで 1,690 千円を減額するものでございます。

続きまして 12 ページをお開き下さい。款 3 民生費でございます。487 千円を追加しまして、576,808 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費です、説明欄 (2) の福祉基金積立金 500 千円を追加するものでございます。前年度寄付があった部分の積立という内容になってございます。

次に款 4 衛生費でございます。1,888 千円追加しまして、315,779 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 保健衛生費、目 4 診療所費におきまして、同額を追加するものでございます。説明欄 (1) にありますように、特別会計、診療施設勘定の繰出金として、同額を繰り出しするものでございます。これはあの、特別会計の中でも補正予算の中でも説明をさせていただくところでございますけれども、人事異動に伴う人件費が増加した部分ということで 28 の繰出金で財源補填をするものでございます。

続きまして款 6 農林水産業費でございます。1,691 千円追加しまして、287,698 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 農業費、目 1 農業委員会費でございますけれども、主なものといたしまして説明欄 (1) 農業委員会運営経費ということで 1,525 千円を追加するものでございます。7 賃金で 411 千円、12 役務費で通信運搬費として 12 千円を追加するものでございますけれども、これにつきましては農地中間管理事業の委託事業の収納にともなう予算の振替ということで (2) の農業者年金事業の方からの予算の振替をさせていただくところでございます。また、13 委託料につきましては、1,102 千円追加するというので、電子地図システム整備ということで、農地台帳システムの整備業務の委託料を計上しているところでございます。

続きまして、目 2、農業費でございます。説明欄 (1) にごございますけれども、農業振興補助金等ということで、700 千円を追加するものでございます。内容につきましては、19 負担金補助及び交付金ということでございますけれども、中間管理機構の集積協力金交付金 1 件分を今回計上させて

いただく部分でございます。

次に14ページをお開きください。款7商工費でございます。183千円を追加しまして、111,364千円とするものでございます。内容につきましては、項1商工費、目3観光費におきまして、説明欄(1)の情報拠点施設維持管理経費183千円を委託料で追加するものでございます。これにつきましては、駐車公園の管理委託料ということで、道からの委託金、収入にもございますけれども、増加したことによる歳出の追加となっております。

次に款8土木費でございます。900千円追加させていただきまして、633,893千円とするものでございます。内容につきましては、項2道路橋りょう費、目1道路維持費でございます。説明欄(1)の除雪対策経費ということで、11需用費で900千円を追加するものでございます。これにつきましては、除雪トラックの補修ということで、メインフレームに亀裂が各地区で発生しているということで、振興局の方から点検が必要というようなことが通知がありました。それを受けまして、本村においても点検したところ、フレームの亀裂等が発生したということで、除雪に間に合わせるべく補修をしていくものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。款10教育費でございます。18,908千円を追加しまして、526,676千円とするものでございます。内容につきましては、項1教育総務費、目2の事務局費につきましては、人事異動に伴う人件費の部分でございますので、説明は省略させていただきます。目3のこども夢推進費ということで、説明欄(1)のこども夢基金積立金で505千円を追加するものでございます。これにつきましても昨年度寄付をいただいた部分、それから今年度寄付をいただいた部分、あわせて積立をする内容となっております。

次に下の方へ行きまして、項6保健体育費、目2体育施設費でございます。説明欄(1)のコミュニティプール改修事業ということで、15の工事請負費で969千円を追加するものでございます。これにつきましてはプールに床暖を配置してございますけれども、老朽化に伴ってですね、パイプから漏れ等が生じているということで、補修をするものでございます。

以上、歳出の方の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の方の説明をさせていただきます。6ページをお開き下さい。款1村税におきまして、4,064千円を減額しまして、489,530千円とするものでございます。内容につきましては、項1村民税、目1個人で同額を減額するものでございます。節1の現年課税分で減額するものでございまして、現年課税分ということでの減額でございます。主な理由につきましては、株式や土地及び建物にかかる譲渡所得、課税額が見込みより少なかったため、今回減額補正をさせていただくものでございます。次に款9地方交付税でございます。13,024千円を減額しまして、2,126,269千円とするものでございます。項1地方交付税、目1地方交付税で同額を減額するものでございます。節1の地方交付税でございますけれども、説明欄にありますように普通交付税で減額をするものでございます。前年につ

きましては、2,230,021千円の普通交付税でございましたけれども、今回、今年につきましては2,026,269千円ということで、前年に比べまして203,752千円の減となっていることに伴い、減額補正をさせていただくものでございます。

次に款13国庫支出金でございます。663千円を追加しまして、233,232千円とするものでございます。内容につきましては、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で同額を追加するものでございます。節1総務費補助金におきまして、説明欄の社会保障・税番号システム整備補助金663千円を追加するものでございます。歳出でもご説明させていただきましたが、サーバー分に係る補助金の追加ということでございます。

次に款14道支出金でございます。1,986千円を追加しまして、120,707千円とするものでございます。内容につきましては、項2道補助金、次のページ、7ページいきまして、目4農林水産業費道補助金で同額を、すいません、1,802千円を追加する内容となっております。節1農業費補助金におきまして、説明欄にありますように農地台帳システム整備事業補助金1,102千円、中間管理機構集積協力金の交付金700千円が追加する内容となっております。

次、款15財産収入に移らせていただきます。390千円を追加しまして、25,412千円とするものでございます。内容につきましては、項1財産運用収入、目2利子及び配当金で同額を追加するものでございます。節1の利子及び配当金ということで、説明欄にありますように、出資配当金390千円を追加するものでございまして、これは森林組合にかかわる出資配当金でございます。

次に款16でございます。寄附金でございます。5千円追加しまして11千円とするものでございます。内容につきましては項1寄附金、目2教育費寄附金で同額を補正するものでございます。節1教育費寄附金におきまして、こども夢基金指定寄附金ということで、追加するものでございます。

次に款18繰越金でございます。34,646千円を追加しまして、84,646千円とするものでございます。内容につきましては項1繰越金、目1繰越金で同額を補正するものでございまして、節1繰越金で前年度繰越金として34,646千円を今回追加するものでございます。

続きまして、8ページにわたってしまいましたけれども、款19諸収入でございます。1,826千円追加しまして80,541千円とするものでございます。内容につきましては、項5雑入、目5雑入で同額を補正するものでございまして、節1雑入におきまして、説明欄にございますように、北海道市町村振興協会助成金ということで1,000千円を追加するものでございます。これにつきましては、更別大収穫祭の助成、事業費の助成ということで財源を確保したところでございまして、今回補正させていただくものでございます。それと事業分量配当金で440千円、これは森林組合関係分の配当金でございます。それと農地中間管理事業の委託金386千円を追加するものでございます。

次に款20村債でございます。13,432千円追加させていただきまして、

550,910千円とするものでございます。内容につきましては、項1村債、目2過疎対策事業債におきまして、4,500千円を追加するものでございまして、節1の過疎対策事業債としてですね、説明欄にありますように交流拠点施設建設補助事業、これはあの、施設整備の助成分の該当する過疎債とうことで3,500千円ということでございます。それからその下にありますように、交流拠点施設建設事業ということで、駐車場、ポケットパーク等の部分に対する過疎債ということ、1,000千円ということでございます。

次に目3の臨時財政対策債でございます。8,932千円を追加するものでございます。節1の臨時財政対策債ということでございます。説明欄も同様の内容となっているところでございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。第2表の地方債補正でございます。起債の目的そして補正前、補正後ということで、整理をさせていただいておりますけれども、今回変動した部分の過疎対策事業債、臨時財政対策債について、補正した部分の内容を整理しているところでございます。過疎対策事業債につきましては、補正前が392,300千円、補正後396,800千円となるものでございます。臨時財政対策債につきましては、補正前が144,878千円が、補正後153,810千円となるものでございます。合計しまして補正前が537,478千円でありましたけれど、補正後は550,910千円となるものでございます。

あと第1表歳入歳出の予算補正等につきましてはですね、説明の中で説明させていただきましたので、以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
ありませんか。

4番松橋議員

4番松橋さん  
中間管理機構農地、農地ですね、集積協力金交付金が700千円、それから農地中間管理事業委託金386千円、これ入ってきてるということは、更別村の事業が行われてるという理解なんですか。詳しい内容をちょっと説明して下さい。

議長  
産業課長

安部産業課長  
この農地中間管理事業に関しましては、十勝の全町、更別ももちろん入って行われております。今般ですね、貸し手の方からこの事業を利用して、土地を貸したいという申し出がありましたもので、今回歳入歳出700千円の予算を補正させていただいているということでございます。

議長  
4番松橋議員

4番松橋さん  
だろうと思って聞いてるんですけども、その昨年、その前の年ですか、ちょっと名前はちょっと違うんでしょうけども、少し手違いがあってと聞いてるんですけども、まあ、今これ国が重点的にこういうこと進めてるわけなんですけど、これは、面積的には何名で何ヘクタール、それも言えないんですか。

議 長 産業課長	安部産業課長 今申し出るものについては、1件で2.9ヘクタール、この経営転換強化タイプというものは、2ヘクタール以上のものについて700千円を交付されるというもので、その1件分についてみさせていただきます。
議 長 4番松橋議員	4番松橋さん それからもう一点あったんですけど、その386千円の農地中間管理事業委託金ですか、これはどういう仕組みですか。
議 長 農業委員会事務局長	大地農業委員会事務局長 これにつきましては、中間管理機構であります北海道農業公社が、村に対して委託をしているものを、事務委任を受けまして、農業委員会が事務を委任されてるわけなんですけれども、それに対しまして中間管理機構であります北海道農業公社から、その事務をするにあたりまして委託金を交付しているものであります。その委託金であります。
議 長 4番松橋議員	よろしいですか。 4番松橋さん 実は総務厚生常任委員会からも報告がありました。今回その交流拠点施設、まああの民間の方がなかなか売ってくれるって、まあ2年前ですか、頓挫したことは承知をしています。それである、今回設計費が提案されます。過疎債ということも理解をしています。それで私、最初から農村公園の時に、180,000千円で例えばあそこをやるのは、芝生は結構ですよ、それと開発の跡地とそれから今回の民間の跡地の拠点施設と3点セットですから、きちっとそのへのメリハリをお願いしているはずで、農村公園については私その大きな遊具は必要ないんじゃないかということで、ちょっと意見も言わせて反対をさせていただいたのは承知ですね。今でもあの、開発の跡地を含めて、全部単品でこうやって出されてくるんですよ。今度の拠点施設も、まあそれポケットパークとかちょっと別でしょうけども、街中が荒地地にいるよりもそりゃあ、きちっとそこに施設ができて、跡地の利用も考えているようですから、それはもういいことだと思うんですけども、一回村長の口からきちっとその辺の話を、僕はそう思っているんですよ。3点、拠点施設もそうですし、開発の跡地の利用も含めて、みんな近いところにあるんですから。そして農村公園と。これ、農村公園もでき上がってるんですから。で、農村公園の時もそうですし、今回の拠点施設についても、その企画ですか、説明がぎりぎりまで出てこなくて、この例えばこれ、平米数や図面も先般、総務厚生常任委員会全体委員会できちっと商工会から出たのを初めて見せていただいたんですね。僕らはですよ。だからその、きちっとその辺1回、村長の口からこれを出した、きちっとこうします、それと街中の活性化はそれだけでなくて、空跡、シャッターとおりについての整理ももちろん絡んでる話でしょうから、一回きちっとその辺を開発の跡地は、そしたら来年考える、まそれは今年、今はもう間に合わないでしょうから来年度予算なんでしょうけども。そういうことをしなければ、なかなか僕らとしても理解ができづらい、ていうかその辺のお考えをきちっと述べていただきたいんですけど。

議 長  
村 長

岡出村長

旧開発跡地はですね、この計画づくり以降に出てきた問題であります。そこで当時はですね、その3点セットというのがなかった訳ですけども、農村公園の整備あるいは拠点整備をするにあたって、やはりあの、3施設がですね、有機的にまた連携して効果を発揮するということは大事だということですね、私ども計画を練り直した経緯があります。そこで、開発跡地については、なかなかですね、あの広い敷地を有効的に活用する計画につきましましては、時間がかかるということでもありますので、取り敢えず現在進めているうどんの試作品づくり、その後ですね、昨年6月の議会に提案したところでございますけれども、私はですね、その時の否決といえますか、修正理由につきましましては、まず私どもはうどんで出してですね、その後議員さんから、うどんではだめだから豆がいいんでないかという話をいただいて、全議員さんが同意の上に否決されたと、修正された、と思っておりますので、私はですね、やはり豆に関連するですね、更別村の特産品づくりというものを、まあうどんも当然やらんきやなりませんけども、そういうものを核とした考え方で煮詰めなおすと、煮詰め直さざるをえないということでございますので、これにつきましましてはですね、関係機関が本気になってもらわないと、それは進まないわけですね。ですからこの計画づくりに関しましては、やはり時間を要するし、きちっとした計画づくりにつきましましては、村民の意見等々、拝聴しながらですね、理解のあるものにしていかなければならない、ということでございますので、現在もこれにつきましましては、有効的な利用については検討をさせていただいているところであります。

ただ、交流拠点施設につきましましてはですね、もうかれこれ5、6年経つわけでありまして、土地の収用につきましまして、何回か紆余曲折がございましたけども、ここに来てですね、まあ商工会関係者がまず現在の商工業に対する危機的な意識、それから自分たちがこの市街地の活性化また村づくりの活性化のために頑張ろうという意識のもとにですね、こういう計画をされてきたわけでありまして、やはりこのへんでですね、きちっとメリハリをつけて事業実現化にむけて頑張っていく、私はその必要があるんでないかなと判断したわけでありまして。決してですね、旧開発跡地をないがしろにして、できるもんからやってるということじゃなくて、あくまでも3点セットでですね、いかに有機的に働くか、それを模索しながら私共は進めていきたいと思っております。

議 長  
4 番松橋議員

4 番松橋さん

その辺で私共というか、私ですが、若干論が違ふと思うんですけども、その開発の跡地は後から出てきた話、それはそうかもしれませんし、ですけど街中の人の流れやら整備をしていくということ、これ非常に大事なことで、首長は前にあの、私、農村公園にする時、ワークショップの話しましたよね。そうしたら道路造るときもワークショップでやるのかと、だから僕は南4線を舗装しなさいとか直すのに、ワークショップっていつてるわけじゃない。公園ですから、小さい子からお母さん方からお年寄りから、

みんな寄ってわいわいと好きな公園作らせてあげなさいよ、と。今回の拠点施設も含めて、同じ考えが僕はできる。それはもちろん事業主体は商工会ですから力入れるのは当然ですし、それは賛成しますけども、街中のこうしたいですよと、川の縁へ木を植えたいですよと、そういうのに住民の力を借りると、今そういう社会風潮というか、特にあの東日本の大震災があってから、もう拠点動きますわね、高台へね。待てない人は全然大きな町へ行ったり、どんどん移動してるらしいですけども、そこに将来住んでいく自分たちの絵、描くとしたらそうなんですよね。だから商工会は今回自分たちの一番利用するものだけです。努力するのは、頑張っただけであたり前ということで、それは応援もしてあげたいですけども、村長が言うのにうどんじゃだめだから豆ですよとか、お前たち豆って言ったんでないですか、そりゃ僕豆って発言はしましたよ、でもそちらからの提案は、まあ実験でうどんの作ってる場所が狭いからこっちへ移動しますよと。で2年間やって危なけりゃ、というかまあ実験ですからいいんですけども、撤退しますよ、と。マスは全部使いませんよ、宿泊施設は村長は新品を、古いのは直さないと、それはそれで考え方はいいですけど、全然全体の話でないですから、私はそこで反対をした。だからやっぱり今開発の跡地が後から出てきたと言いますけども、せっかく拠点施設を建ててポケットパークやら川の縁もきれいにすると、空き家も処理しますよと、いう中の流れは一緒だと思うんです。だからそのとこをきちっと私共にも住民にも理解できるようにしないと、皆さんが誤解されるんじゃないですか。

議長

はい、ちょっと待って下さい。堂場さん、関連ですか。

6番堂場さん

6番堂場議員

先ほどあの村長の説明聞いてて、ちょっと納得いかない面もあるんですが、というのはその開発跡地、この時うどんの試験工房ということで出てきて、否決は確かにされました。その時の説明はですね、先ほど同僚議員が申しているように、一応やってみて、2年間で経過を見るとか何とかっていう説明だったんですよ。ですけども我々に出てきた青写真まできちっとできた跡地のうどん研究工房じゃないんですよ、店までちゃんと小売りまでつくって、みんなに試食させる、食べさすっていうそこまで出てきたやつも、私達には説明はないんですが渡ってんですよ。そういうようなことからですね、我々は2年位でなくて、きちっとした計画をもってそして拠点施設あるいは公園この3点セットで村の活性化につながるように計画をしてほしい、ということであの時は終わったはずですよ。それなのに、今の村長のその説明は、答えはちょっとおかしいと思うんですが。

それで今それは別にしない、3点セットで考えているという村長の説明ですが、だとすれば開発跡地はどのように考えて、どの程度これからしようとしているのか、我々には全然聞こえてこないんですよ。この間の全員協議会の例も言ったんですが、皆議員さんも論じましたけれども、村側としては3点セットで提案してますよ、計画してますよっていうんですけども、我々にはその都度、そこ単品、単品でしか出てきてないと思うんです。それで、その開発跡地は今後、今後じゃ遅いんですけど、どのよう

なことを考えているのか、どのような計画を持ってるのか、今ちょっと説明して下さい。

議 長  
村 長

岡出村長

修正のですね、まあ、去年の6月に戻りますけども、修正に至った理由というのはわからないんですよ。私共に一切連絡もありませんし、なかったことからこういうことだと思っんです。私共はまあ豆だとか更別の特産品を主体としたものにしてほしいというお話だ、そういうふうを受け止めて今までも検討してきているわけですけども、やはりですね、あそこを有機的に利用するには、もちろんですね、うどんだけに私共傾いていったわけではなくてですね、そういうものもバランスよく配置する中で、まあ一つマルシェ的な、更別マルシェ的な施設になればいいね、ということで思っていたんですけども、まあ新たにですね、検討をしなきゃならんとなったということでもあります。しかし私はですね、更別の特産品、そういうものづくりの拠点にしていきたいなと思っております。これについてはですね、私も議会の方もそんなにですね、開いた考えではないと思いますので、この3点が有機的に結びつく特産品の販路に結びつけていくような施設を、私は考えていかねばならないと思っっているんですね。

まあ、ただですね、前回の議会の中でこういうことになってしまったわけですけども、そこにはですね、ちょっと意見の、考え方がですね、お互いに理解されてない部分がありましたので、私はそのへんはね、反省してかなきゃならんと思ってるんですよ。ですから、これからですね、やはり理解されるような説明、それから住民に対しても理解されるような説明を申し上げながらですね、ここの一年の施設整備あるいは運用にですね、努力していきたいなと思っっているところでもあります。

議 長  
6 番堂場議員

6 番堂場さん

理解されるような村民、住民にも皆理解されるようなことでやっていただきたいんです。というのは、我々全員協議会に例えば出てくるんでも、一つ遅いんです。こういうふうに計画してできました、ということ言ってくるんで、この間の全員協議会でもこれは申しました。もう一つ先に報告、説明はいただけないかと。例えばですよ、これはあの前のこの拠点施設の時も申してたんですが、開発跡地とは、道路一本で近いんですよ。とすると駐車場の関係、それから前から出てたあのトイレの関係、そういうことも込みで三つセットにすれば、そういうことも一つで考えられるんじゃないかと、一つひとつ出てくれば、トイレは中にしかないから外もだ、駐車場はここ狭いからこうだ、その都度、都度そういうふうになっていくと、今村民も住民もね、皆理解できるようなことで、っていうことにはちょっと結びつかないと思っんです。ですから今、後で説明あったように、みんなが理解できるような計画を立てて説明をして、今後いただきたいと、こう思います。

議 長  
村 長

岡出村長

私共ですね、情報の提供が遅い、そういうご指摘は度々いただくわけがあります。その辺につきましてはですね、なるべく早めに私共もご相談を

させていただいて、ま、これはですね、フランクな形で情報提供という方法もございますので、やはり事業が理解されませんとですね、議決にも至らない。また議決をいただければ事業も進まない、ということでございますので、私共はその辺はですね、大いに反省をしながら、また気をつけながらですね、進めていきたいと思っております。ま、今回の交流拠点施設につきましては、従来はですね、ほとんど村のものとしてやっていた事業をですね、こんどは商工会の方で協働の村づくりの一環としてですね、やっていただけるということでございますので、私共補助を出す側にいたしましてもですね、商工会がこの施設を有機的にまたすばらしい運営を図って、村民に理解されるような運営をしていただけるものと私は期待をいたしているところでありますので、どうかですね、議員の皆さん方にもご理解をいただ戴きたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長

これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)  
これで討論を終わります。  
これから議案第 48 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算第 3 号の件を採決いたします。

議 長

本案は原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。  
したがって本案は原案のとおり可決されました。  
ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。(11 時 55 分)  
休憩前に引き続き、会議を開きます。(13 時 30 分)

議 長

日程第 15、議案第 49 号平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算、第 1 号の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長  
議案第 49 号、平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算、第 1 号の件であります。第 1 条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ 21,389 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 521,954 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,888 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 351,583 千円とするものであります。

まず事業勘定の歳出から説明を申し上げます。8 ページをお願い申し上げます。8 ページは事業勘定の歳出でございます。款 9 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、5,570 千円を追加するものであります。今般の積立てに関しましては、前年度の繰越金 21,481 千円を財源といたしまして、前年度概算交付された給付費、交付金について精算還付する分を除きまして、積立てるものでございます。

次に款 10 諸支出金、項 3 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金、15,819 千円の追加であります。これにつきましては、前年度給付費用額確定精算に伴いまして過大に交付を受けた分について、還付するものでございます。

次に歳入 7 ページをお願い申し上げます。7 ページは歳入でございます。款 8 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金でございますが、8 千円を追加するものであります。これは財政調整基金積立金の預金利子について、補正をするものであります。

次に、款 10 繰越金、目 1 繰越金、失礼いたしました。項 1 繰越金、目 1 繰越金 21,381 千円であります。これは前年度の繰越金確定によりましてですね、21,381 千円を追加するものであります。

次に、診療施設勘定の歳出にまいります。12 ページをお願い申し上げます。12 ページ診療施設勘定の歳出であります。款 1 の総務費、項 1 の総務管理費、目 1 の一般管理費におきまして、1,888 千円の追加であります。給料、職員手当、共済費、これにつきましては職員の異動に伴いまして追加が必要になりましたことから、追加するものであります。賃金につきましては、医療事務の臨時職員についてのもので、賃金を調整の上、減額するものであります。負担金補助及び交付金につきましては 198 千円の追加であります。これにつきましてもですね、職員の異動に伴うものが主な理由となっているところであります。

次に歳入であります。11 ページをお願い申し上げます。歳入でありますけれども、款 4 の繰入金、項 1 の他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金につきまして 1,888 千円の追加であります。人事異動等によりましてですね、経費が増加分について、一般会計から財源補てん分として繰り出すものであります。

なお、13 ページからの補正予算給与費明細書につきましては、お目通しをお願いするものであります。

議 長 以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)  
これで討論を終わります。  
これから議案第 40 号、平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算、第 1 号の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16、議案第 50 号、平成 26 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算、第 1 号の件を議題といたします。
議	長	提案理由の説明を求めます。
議	長	岡出村長
議	長	議案第 50 号、平成 26 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算第 1 号の件であります。第 1 条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,865 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 297,909 千円とするものであります。
議	長	歳出から説明申し上げます。7 ページをお願い申し上げます。7 ページは歳出でございます。款 4 基金積立金、項 1 の基金積立金、目 1 の基金積立金におきまして 4,773 千円を追加するものであります。今般の追加に関しましては、過年度分事業の精算に伴いまして、国と道からの追加交付並びに繰越金から過大交付となってる部分の還付を差し引きまして、余剰金となる額を積立てするものであります。
議	長	次に款 5 諸支出金、項 1 の過年度過誤納還付金、目 1 の過年度過誤納還付金 92 千円の追加であります。これにつきましては、前年度概算交付された交付金につきましては、精算の結果、過大交付となりました部分について、還付をするものであります。
議	長	次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。款 3 の国庫支出金、項 1 の国庫負担金、目 1 の介護給付費負担金 885 千円の追加であります。これは、過年度分の精算によりまして、不足分の追加でありまして、885 千円追加となるものであります。
議	長	款 4 の支払基金交付金、項 1 の支払基金交付金、目 1 の介護給付費交付金 1,896 千円の追加であります。これにつきましても、過年度分の精算に伴いますところの追加交付であります。
議	長	款 5 の道支出金、項 1 の道負担金、目 1 の介護給付費負担金 1,987 千円の追加であります。これにつきましても、過年度分精算に伴います追加交付金であります。
議	長	次に、款 8 繰越金、項 1 繰越金、次のページにまいりまして、目 1 の繰越金 97 千円の追加であります。これにつきましては、前年度からの繰越金として、97 千円の追加でございます。
議	長	以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
議	長	質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
議	長	これで質疑を終わります。
議	長	これから本案に対する討論を行います。
議	長	討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり)

議 長 これでは討論を終わります。  
これから議案第 50 号、平成 26 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算第 1 号の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって本案は原案のとおり、可決されました。

議 長 日程第 17、陳情第 2 号、地方版「子ども・子育て会議」の設置と労働者代表の参画に関する要請書の件を議題といたします。  
おはかりいたします。  
ただいま議題となっております陳情第 2 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、陳情第 2 号、地方版「子ども・子育て会議」の設置と労働者代表の参画に関する要請書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長 この際、関連がありますので、日程第 18、認定第 1 号、平成 25 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 23、認定第 6 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
岡出村長

村 長 認定第 1 号、平成 25 年度一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括、地方自治法第 233 条第 3 項の規定にもとづき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。  
また資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定にもとづき、各部門別主要な施策の成果及び予算執行実績の概要、基金管理運用状況調、さらには南十勝消防事務組合会計決算資料を提出しているところであります。  
平成 25 年度は第 5 期更別村総合計画にもとづき、その目標を達成すべく村づくりに努めてまいりました。国の厳しい財政状況や東日本大震災の復興から地方財政も厳しいものになると予想いたしまして、村づくりにあたってのところであります。幸いにして、交付税を始めとした財源が確保されまして、順調に村づくりをすすめることができたものであります。また、農業も史上 2 番目となる生産額の確保を始め、村民の活動・活躍も顕著であったわけでありまして。改めて議会をはじめ、村民皆さん方の多大なご支援とご協力をいただきましたことを深く感謝を申し上げる次第でございます。

各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでございますけれども、説明につきましては資料として提出の各会計決算資料、この資料でございますけれども、これに基づきまして説明をさせていただきますと存じます。

各会計決算資料のですね、1ページをお願い申し上げたいと思います。1ページは各会計決算状況の一覧でございますけれども、各会計の決算額等につきましては、この後会計ごとに説明申し上げますので、ここでの説明は省略をいたしますが、各会計とも歳入確保の上に、相対的に健全財政が保たれたものと思っております。

次に2ページをお願い申し上げます。一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に関しましては、4,835,951千円、歳出にありましては4,745,335千円、歳入歳出差引額につきましては90,616千円、翌年度に繰越すべき財源として5,970千円、実質収支でございますが84,646千円、前年度実質収支が112,361千円ございましたので、単年度収支これにつきましては計算上27,715千円のマイナスということになってございます。財政調整基金の積立てにつきましては、187,064千円を積立てたところでありまして、最後の実質単年度収支につきましては159,349千円となったところでありまして。

次に3ページをお願い申し上げます。3ページは一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。主なもののみ説明申し上げますが、1の村税に関しましては、村民税、固定資産税等順調に税収の確保ができ、増となっておりますが、2の地方譲与税につきましては、前年度比5%の減となりました。村財政の柱となる9の地方交付税につきましては、前年比1.1%増の2,376,576千円が措置交付となりまして、これにより財政の健全化が図られたところでありまして。また20の村債におきまして、償還にあたって交付税措置される臨時財政対策債175,926千円をはじめですね、各種事業の推進財源として過疎対策事業がですね、希望とおりに措置決定となりまして、前年度比34.2%増の755,726千円となったところでありまして。

次に4ページの歳出でございますが、主なもののみですね、ちょっと申し上げさせていただきます。2の総務費におきましては、市街地活性化関連事業ですね、後年時の財源対策として基金の積増しを行ったところでありまして。3の民生費は子育て支援の充実、福祉の里総合センターへの太陽光施設の整備を図ったところでありまして。6の農林水産業費では道営土地改良事業の推進、各種農業振興対策、排水路の調査等を行っております。7の商工費につきましては、販売促進支援対策、各種商工振興対策と観光の振興を図ってまいりました。8の土木費では、道路橋りょう等のインフラ整備をはじめ、街路灯のLED化、公営住宅の改築改修に努めてまいりましたところでありまして。10の教育費では、教育環境の充実と整備、農業高校への支援、スクールバスの更新等を行ったところでありまして。

次に5ページから21ページまでの各種の参考資料につきましては、ご参照をお願い申し上げます。

次に飛びまして22ページでございますが、特別会計財政収支の状況で

あります。少し字が小さくてですね、申し訳なく思いますけれども、まず国民健康保険特別会計の事業勘定であります。歳入は543,076千円、歳出は521,594千円、歳入歳出を差引21,482千円、実質収支であります。21,482千円、単年度実質収支につきましては4,158千円、単年度収支であります。17,324千円、基金の積立金にしましては1,058千円、実質単年度収支として18,382千円となったところであります。診療施設勘定にまいりまして、診療施設勘定の歳入につきましては410,840千円、歳出410,740千円、歳入歳出差引額につきましては100千円、実質収支も100千円、前年度実質収支これは100千円となっているところであります。後期高齢者の特別会計にまいりまして、歳入が49,996千円、歳出が49,582千円、歳入歳出差引額につきましては414千円、実質収支も同額であります。前年度実質収支として295千円、単年度収支119千円、実質単年度収支も同額の119千円となっております。

次に介護保健特別会計にまいりまして、歳入では257,684千円、歳出にあつては257,685千円、歳入歳出差引額99千円、実質収支も同額であります。前年度実質収支につきましては379千円、単年度収支につきましてはマイナスの280千円、基金積立金3,373千円、基金の取崩し額であります。2,814千円、実質単年度収支につきましては279千円となっております。

次にサービス事業の勘定にいきまして、歳入1,850千円、歳出は1,842千円、中段にまいりまして単年度実質収支につきましては270千円、三段目でありますけれども、歳入歳出差引額につきましては8千円、実質収支も同額であります。単年度支出につきましては270千円、単年度収支につきましては262千円のマイナス、実質単年度収支につきましてもマイナスの262千円となったところであります。

次に簡易水道特別会計にまいりまして、本年度の欄であります。歳入44,267千円、歳出は44,134千円、歳入歳出差引額133千円、実質収支も同額であります。前年度実質収支が135千円でありましたので、単年度収支につきましてはマイナス2千円となるものであります。実質単年度収支もマイナス2千円でございます。

公共下水道特別会計にまいりまして、歳入、本年度150,041千円、歳出が149,912千円、歳入歳出差引額129千円、実質収支の額も同様でございます。前年度実質収支が125千円でございますので、単年度収支につきましても4千円、実質単年度収支も4千円ということになったところであります。

23 ページをお願い申し上げます。23 ページは国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出の決算構成表でございます。概要として、歳出の保険給付費について、9.9%の伸びではありましたが、一人当たりの医療費は管内はもとより、全道的に低いランクでありまして、したがって各款において、前年度比で増減がありますものですね、比較的健全な運営となったところであります。

24 ページ、25 ページの国保事業の状況につきましては、お目通しを願

うものであります。

26 ページ国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算の構成表でございます。歳出2の医療費におきまして、前年度におきましては電子カルテ、レセプトシステムの整備がありましたので、対前年度比 21.7%の減となっております。歳入の1診療収入において、入院部門がですね、前年度比で多少減りましたものの、外来収入は増加してございまして、全体として3.7%の増となったところでありまして、4の繰入金につきましては、前年度は施設整備にかかる事業勘定からの繰入れがありましたので、こうした要因で21%の減となったところでありまして、国の医療費抑制策の中で、特に診療所関係の診療報酬算定には厳しいものがあるわけでありまして、家庭医療学センターとの連携にて、本村医療の安定化が図られているものと思っております。その他のことにつきましては、ご参照をお願いするものであります。

27 ページをお願い申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成でございます。年々、対象者等の増から歳入歳出とも増加の傾向にあります。その他は特に変わったことがございませぬので、お目通しをお願いするものであります。

28 ページにまいりまして、介護保険事業特別会計の事業勘定歳入歳出決算構成表であります。制度開始以来、毎年大きな伸びを示しておりましたけれども、前年度より安定化の傾向にあります。平成25年度は前年度比歳入歳出とも2.3%から2.4%の伸びにて運営できたところでありまして、

次に同事業のサービス事業勘定歳入歳出決算構成表であります。この勘定につきましてはですね、お目通しをお願いするもので、説明を省略させていただきます。

次に29ページの介護保険事業の状況につきましては、お目通しをお願いするものでございます。

次に30ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。前年度とほぼ同様の決算であり、内容説明は省略させていただきますが、事故等もなくですね、安定供給ができたところでありまして、事業状況につきましてはお目通しをお願い申し上げます。

次に31ページ公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。前年度比、歳入歳出とも1.3%減の決算でございまして、内容的にもほぼ前年同様であります。個別排水処理事業につきましては、8基の整備実績となりまして、引き続き普及に努めてまいるのであります。

31ページから32ページの事業の状況につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

次に33ページの財政指数等に関する表でございます。特にですね、3段目の標準財政規模につきましては、これは3,102,547千円とカウントされておりまして、本来であればこれがですね、村の基準的な財政規模となるものであります。次の財政力指数3カ年平均であります、0.214ということで、0.003ポイントですねマイナスとなったところでありまして、公

債費負担比率につきましては、17.9%、これにつきましては0.7ポイントをアップをいたしております。公債費比率につきましては、8.9ポイントということで、前年から0.3%アップということになってございます。実質公債費比率であります、6.8%ということで、6.8ポイントということになってございまして、前年から0.3ポイント減となったところであります。経常収支比率でございますけれども、69.6ポイントということになってございまして、プラス0.4ポイントアップをいたしております。

次に村税の徴収率であります、現年度課税分につきましては99.7%、滞納繰越分につきましては9%、合計で98.3%となったところであります。前年度と同様の数値となったところであります。

34 ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

今度です、この決算書にいきますけれども、225 ページから財産に関する調書がございます。これにつきましては、お目通しをお願いしたいと思っております。その他、各提出資料につきましてもご参照いただきたいと思います。

以上、説明といたします。認定方よろしくお願いを申し上げます。

議長

おはかりいたします。

認定第1号、平成25年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成25年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第6号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。

審議の方法につきましておはかりいたします。

一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計施設勘定及び他の特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行います。その後、会計決算ごとに討論・採決を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。37 ページ、款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

補足説明をさせていただきます。議会費の説明に入ります前に、一般会

計の各科目および特別会計に関係があります人件費につきまして説明させていただきます。人件費は一般会計では議会費2名、総務費特別職2名、一般職54名、農林水産業費2名、教育費13名、計73名と、特別会計では国民健康保険特別会計診療施設勘定で11名、簡易水道事業特別会計で2名、公共下水道事業特別会計で1名分、全会計で87名分となっております。職員の異動状況は、平成24年度末で一般事務職5名、専門職2名が退職し、平成25年度に一般事務職4名を採用しました。

次に特別職及び一般職あわせて87名分全会計の人件費総額について説明させていただきます。給料、手当、共済費等の人件費総額712,477千円、前年度比較7,220千円、1.0%の減となりました。給料及び手当で33,732千円、6.4%の減となっております。昇給昇格異動等で5,817千円の増、平成24年度退職者と平成25年度新採用職員との給与差で29,673千円の減、昨年10月以降6ヶ月間、全職員給料のみ3%削減分4,556千円の減、その他5,320千円の減となっております。

共済費は給料および期末勤勉手当にかかる負担率の引き上げ、給料および期末勤勉手当の減により共済費総額で8,600千円、7.7%の減となっております。退職手当組合及び福祉協会負担金で35,112千円、43.4%の増となっております。これにつきましては、3年に一度の精算の年にあたり、退職者の特別負担金38,250千円を支出したことによるものでございます。なお、常勤特別職3名の人件費につきましては、平成23年7月から平成27年4月まで、給与支給の特例に関する条例により、給料月額で村長40千円、副村長20千円、教育長10千円、それぞれ減額しております。給与条例と特例条例との差額、約1,134千円の減となっております。

一般会計分人件費の詳細につきましては、別冊で配布しております平成25年度各会計決算資料35ページをご参照願います。地方財政状況調査の手法により、非常勤特別職を含めた人件費の内訳を記載しております。

これより項単位で特徴的な経費及び新規の事業、また不用額の多い科目等、その他特に説明が必要と思われる事項に絞って各課長等より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

款1 議会費について、補足説明させていただきます。決算書37、38ページをお開き下さい。款1 議会費、項1 議会費、予算現額49,002千円、支出済額48,872,673円、不用額129,327円の決算となっております。

備考欄(1) 議員報酬等では、年度途中で1名減となり、前年度比較2,190千円ほど減となっております。(2) 議会運営経費では前年度比較652千円の増となっております。隔年で出席しております議会広報研修会で207千円の増、会議録作成委託料295千円は新規事業で、これらが増となる主な要因となっております。

以上で議会費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは、37ページ、款2 総務費に入ります。補足説明を求めます。

吉本総務課長

款 2 総務費について補足説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、予算現額 1,496,292 千円、支出済額 1,491,702,892 円、不用額 4,589,108 円の決算となっております。目 1 一般管理費につきまして、最初に不用額についてでございますが、節 3 職員手当等で 961,029 円につきましては、一般職 39 名分に係る時間外勤務手当の執行残が主なものでございます。

39、40 ページをお開き下さい。節 11 需用費の不用額 607,474 円は、備考欄 (3) 庁舎維持管理経費の消耗品、光熱水費、庁舎修繕費で 341,038 円、(4) 総務管理一般事務経費の消耗品費 123,235 円、食糧費 109,641 円が主な執行残でございます。

次に各事業について説明させていただきます。37、38 ページになります。備考欄 (1) 総務関係委員会等運営事業は、表彰者選考委員会、情報審査会、特別職報酬等審議会、使用料等審議会の開催経費でございます。

39、40 ページをお開き下さい。備考欄 (3) 庁舎維持管理経費でございますが、別添の平成 25 年度各会計決算資料 19 ページもご参照下さい。前年度比較で 1,391,588 円の減となっております。前年度は村民ホール用の書架とパネル 18 枚購入で、1,323 千円の支出がございました。備考欄 (4) 総務管理一般事務経費では、前年度比較で 452,713 円の減となっております。主な増減は、節 9 旅費で 325,367 円の減、節 10 交際費で 332,613 円の増、節 12 役務費で郵便料、電話料 448,906 円の減、節 14 使用料及び賃借料で事務機器賃借料 256,875 円の減、節 19 負担金補助及び交付金で町村会負担金 414 千円増が主なものでございます。備考欄 (6) 情報処理管理事務経費は村の行政事務をコンピューター化し、及び広く情報収集、さらには各施設の連携化等に係る諸経費でございます。前年度比較 2,772,668 円の増となっております。大きな要因は、節 13 委託料で、北海道電子自治体共同運営協議会運用委託料の e L T A X 電子申告導入委託料 757,575 円を新たに支出しております。節 19 負担金補助及び交付金は北海道自治体情報システム協議会負担金 2,006,815 円の増となっております。内訳は、障害者福祉システム機能追加で 1,260 千円、それからセキュリティ環境整備で 504 千円の支出が主なものでございます。

41、42 ページをお開き下さい。備考欄 (10) 職員福利厚生経費は前年度まで総合健康診査負担金等を計上していました職員健康管理経費を統合しております。備考欄 (12) 準職員賃金等は人事異動により前年度は 3 ヶ月分、本年度につきましては 1 年分の支出で前年度比較 3,761 千円の増となっております。備考欄 (14) 北海道市町村備荒資金組合積立金は、村税、交付税や、交付金等を精査し、余剰財源を定期預金より有利な運用をしました。普通納付金 5,000 千円、超過納付金 300,000 千円の新規に積み立てております。備考欄 (15) 庁舎改修事業では屋外排水枳改修で 1,858,500 円と職員玄関ドアの取り替え 756 千円を行っております。前年度は L E D 蛍光灯 550 本の購入、1 階村民ホールの改修と重油タンク内部ライニング工事、1 階の空調機温水コイルの取替を行い、前年度比較で

9,898千円の減となっております。

43、44 ページをお開き下さい。備考欄 (16) 情報処理導入経費、節 18 備品購入費で現職員と新採用職員などに配布の 13 台のシンクライアント端末等の機器購入費と作業用ノートパソコンの更新費用でございます。なお平成 24 年度は道と市町村が災害関係情報の収集伝達等を行う通信基盤の更新で 2,418,584 円の支出がございました。

目 2 文書広報費、備考欄 (1) 文書事務管理経費の節 13 委託料は、村例規集更新委託料で、条例規則要項等の改正に伴うデータ更新費用でございます。前年度比較で 1,823,850 円の増となっております。25 年度につきましては、暴力団排除条例、特定滞納者に対する特別措置条例、職員給与支給の特例条例のほか、法律の改正等分をあわせて 9 本の新条例の制定、6 本の新規則を制定したものが主な要因となっております。

目 3 財産管理費は格納庫職員、住宅及び土地、備品の管理に関する支出でございます。備考欄 (3) 村有財産整備事業の節 13 委託料は、売却地の分筆や確定測量に要した経費でございます。

目 4 地方振興費の不用額についてでございますが、46 ページになります。節 19 負担金補助及び交付金で 649,578 円は、備考欄 (5) 姉妹提携事業で 270,478 円、50 ページになりますが備考欄 (22) 地域おこし協力隊事業で 375,500 円が主な執行残でございます。

次に各事業について説明させていただきます。

45、46 ページをお開き下さい。備考欄 (3) 定住化促進住宅維持管理経費は前年度のお試し暮らし体験事業を統合しております。備考欄 (8) 地域振興財産維持管理経費は前年度の市街地活性化事業計上分とリラクタウン緑地駐車場維持管理経費を統合して事業名を変更したものでございます。備考欄 (9) 定住化促進事業は移住・定住ガイドの内容を修正し、増刷した新規の事業でございます。備考欄 (10) 各種要請・施策調査経費は前年度の各種要請経費と各種施策調査事業を統合し、事業名を変更したものでございます。

47、48 ページをお開き下さい。節 13 委託料は昨年 3 月の更別インターチェンジ開通により更別及び上更別市街の交通量調査委託費で 827,820 円、芍薬栽培試験研究事業定植業務委託 1,102,250 円に要した経費でございます。備考欄 (11) 地方振興関係事業臨時分の節 11 需用費及び節 13 委託料は、国道 236 号線と更別幼稚園との間の村有地に植樹した経費でございます。節 19 負担金補助及び交付金はどんぐり推進部会運営事業と上更別地区マネジメント事業への助成金でございます。なお、前年度につきましては、製麺機購入助成の減となり、各種イベント等への助成金は款 7 商工費へ移動したため、2,765 千円ほど減となっております。

備考欄 (14) 企業振興促進事業の節 21 貸付金 162,000 千円は、ふるさと融資事業により太陽光発電施設整備に有したものでございます。今後 10 年間で償還していただくことになっております。

備考欄 (15) 情報通信基盤整備事業は、役場庁舎屋上に設置している基地局の無線機が排煙による劣化を防ぐため、あわせて避雷針の移設をした

ものでございます。

備考欄 (18) ふるさと創生事業は、商店街活性化事業の空き店舗活用にかかる家賃助成 504 千円、店舗等の開店 1 件 3,000 千円、ふるさとづくり事業による店舗等の開店 1 件 2,000 千円を交付したものでございます。

備考欄 (20) 生活交通路線維持対策事業は、広尾線バス運行経費の補助限度額超過にかかる赤字を補てんする補助金で、前年度比較 1,061 千円の増となっております。

備考欄 (21) 市街地活性化事業臨時分は、市街地活性化実施計画に基づく事業でございます。

49、50 ページをお開き下さい。節 13 委託料は、農村公園再整備調査測量設計を実施し、節 15 工事請負費は更別運動広場整備工事と住宅解体工事を実施し、節 17 公有財産購入費は旧開発南部事業所の土地及び建物を購入しております。この事業で前年度比較 14,938 千円ほど増となっております。

備考欄 (22) 地域おこし協力隊事業、特産品開発分は隊員 2 名分の謝礼、デスクワークの消耗品、活動用の車の借上げ、住宅借上げ料などの経費でございます。

目 5 交通安全費、目 6 公平委員会費は説明を省略させていただきます。

目 7 車両管理費は公用車 13 台及び村民バス、福祉バス、スクールバスあわせて 5 台の管理を行っております。不用額の主なものは節 11 需用費で 315,646 円は、52 ページになります備考欄 (3) 公用車維持管理経費でオイル等の消耗品と修繕費、同じく備考欄 (4) バス運行維持管理経費の修繕費の執行残が主なものでございます。

節 14 使用料及び賃借料で 215,812 円の不用額は、備考欄 (4) バス運行維持管理経費のバス借上げ料の執行残が主なものでございます。

備考欄 (4) バス運行維持管理経費で節 13 委託料は前年度比較 660 千円の増となっております。労務費の引上げが主な要因でございます。

備考欄 (5) 公用車両購入事業は小型貨物車を購入しております。なお村民バス、福祉バスの利用実績は、別冊の平成 25 年度各会計決算資料 13 ページをご参照下さい。

目 8 村有林管理費の主な事業は備考欄 (3) 村有林整備事業で、54 ページの節 13 委託料は村有林の地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐等を行った経費でございます。詳細につきましては別紙一般会計建設事業調をご参照下さい。

目 9 住民活動費は地域安全コミュニティ活動、行政区運営、協働のまちづくり事業等に係る経費でございます。備考欄 (2) 地域安全等住民活動経費の節 19 負担金補助及び交付金は、行政区運営交付金及び生活安全推進協議会助成金でございます。前年度比較で 1,391 千円ほど減となっております。前年度は地域安全コミュニティ村民会議への助成金でございました。この村民会議は平成 24 年度末に解散し、25 年度に生活安全推進協議会と環境美化推進協議会の二つの組織を設立したものでございます。なお、環境美化推進協議会に対する助成金は、款 4 衛生費から支出しており

ます。

備考欄 (3) 行政区会館改修事業では、行政区会館の外壁塗装工事で平和、北更別、香川、協和の4行政区会館を実施しました。平成23年度から3年かけて14行政区会館の改修が終了したところでございます。

備考欄 (4) 協働のまちづくり基金積立金 336,290 円のうち、330 千円は寄附金を積立てたものでございます。(5) 協働活動経費、節 19 負担金補助及び交付金は、排水路、支障木伐採、村有地、公園等の環境整備、3 次路線除雪など協働活動に対する交付金でございます。

目 10 財政調整基金費は前年度繰越金のルール分の他、184,534 千円の積増しをしました。

目 11 公共施設等整備基金は、積増し分で 100,000 千円の積立をしました。

目 12 減債基金費は預金利子 368,577 円の積立をしております。なお詳細はこの決算書の 228 ページの基金並びに別冊の平成 25 年度基金管理運用状況調をご参照願います。

55、56 ページをお開き下さい。項 2 徴税費、予算現額 10,767,864 円、支出済額 10,527,074 円、不用額 240,790 円となっています。

目 1 税務総務費で節 23 償還金利子及び割引料の支出済額 5,225,864 円は備考欄 (3) 村税還付金等で法人税の確定申告に伴う中間納付分の還付金 2 件 4,915,800 円と還付加算金 209 千円のほか、更正決定等による還付 5 件となっております。

目 2 賦課徴収費の備考欄 (1) 賦課徴収事務経費は節 13 委託料は3年ごとに行われます標準宅地鑑定評価と宅地計測業務の委託料となっております。前年度比較 3,293 千円ほど増となっております。

項 3 戸籍住民基本台帳費、予算現額 6,573 千円、支出済額 6,493,249 円、不用額 79,751 円となっています。備考欄 (1) 戸籍住民基本台帳等事務経費には住民基本台帳ネットワークシステム維持管理経費を統合しております。

57、58 ページをお開き下さい。備考欄 (2) 戸籍住民基本台帳等整備事業は、戸籍の副本データ管理用システム改修費用と、住民基本台帳ネットワークシステム更新、更改費用で、新規事業となっております。

備考欄 (3) 旅券窓口整備事業は今年 10 月から開始しますパスポート交付事務にかかる研修会出席旅費で新規の事業でございます。

項 4 選挙費、予算現額 3,376 千円、支出済額 3,347,843 円、不用額 28,157 円となっています。

目 1 選挙管理委員会費は、選挙人名簿提示登録等にかかる委員会の開催、十勝及び北海道選挙管理委員会連合会総会出席に伴う関連経費でございます。

目 3 参議院議員選挙費は、昨年 7 月 21 日に執行されました通常選挙に係る投票及び開票の管理者、職務代理者、立会人の報酬、及び事務従事者手当、ポスター掲示場の設置及び撤去等に係る経費でございます。

項 5 統計調査費、予算現額 304 千円、支出済額 295,401 円、不用額 8,599

円となっています。説明は省略させていただきます。

59、60 ページをお開き下さい。項6 監査委員費、予算現額1,869千円、支出済み額1,849,900円、不用額19,100円となっています。備考欄(1) 監査委員経費には、監査委員事務局経費を統合し、前年度比較20,855円の減となっています。

以上で総務費の補足説明を終わらせていただきます。

説明が終わりました。質疑の発言を許します。

議長

ありませんか。

6番堂場さん

6番堂場議員

ちょっとお聞きしたいんですが、52ページ村有林の整備事業で25,000千円ほど使ってるんですが、ここでちょっとお聞きしたいんですが、風雪害で倒木された整備というか処理はもう終わってるのか、どのくらい残っているのか、その辺の状況をちょっと教えて下さい。

議長  
産業課長

安部産業課長

昨年の風害により、被害を受けた村有林の整備なんですけども、今年度から保安林につきましては北海道で行う治山事業の方で、普通林につきましては、この村有林整備事業ということで今年度から実施をしていくということで、まだ今ですね、特殊地ごしらえということで、樹の運び出しを含む伐木をこれから行うところでございます。

議長  
6番堂場議員

6番堂場さん

ということは、そうゆう事業にのるために未だまだ手付かずである、ということで理解していいんですか。

議長  
産業課長

安部産業課長

普通林分につきましては、今発注を行っているところ、伐木を発注を行っているけれども、まだ手はついておりません。

議長  
6番堂場議員

6番堂場さん

まあ、細かい説明はいらないんだわ。やってなきややってないでいいの。ちゃんと通ってみてわかってるからさ、あんまりにもひどいからね。これは事業にのってやることも大事なんだけど、やっぱり早く片付けるというかさ、整備して、こんだけ整備費この他にも掛かかっているんだから、やっぱり整備してきちっとやらんかったら、ちょっと道路通っててもさ、村有林ちょっと見にくいんで、村長、その辺やっぱり早急に、早急ったら変だけど、なるだけ検討した方がいいと思います。よろしくお願いします。

岡出村長

議長  
村長

昨年の雪害につきましては、範囲がですね、限定されたということで、災害復旧等の事業にならんかったんですね。ですから私共なるべくお金を掛けないようにいろんな保安林改良だとか、普通林の改良事業にもってつたわけなんですけども、一般的にもですね、ちょっと見苦しいと、いう声をいただいておりますので、これからですね、鋭意進めてまいりたいと思っております。

議長

よろしいですか

4番松橋さん

4 番松橋議員

実はあの、地域おこし協力隊について、お聞きしたいんですけども、何か 1 名につきましては現地採用ということで、聞いてはいるんですけども、確か現状 3 名で始まった事業でしたよね。それで先般、北海道が一番活用していて、かなりの数が北海道の自治体に 2 年で来ているんですけど、それで非常に地域とも馴染んで、六十何%、詳しい数字はちょっと忘れたんですけど、2 年終わっても地元に残ると、いろんなことで。特に北海道はまだ若いからいいけど、府県の方はすごい期待されていると。それで更別の現状をこちらも勉強不足で申し訳ないんですけど、今そのどんなことをやられて、どんなことで成果が上がって、ちょっと見えてこないんですけども。確かうどんの方や、うどんの生産の方へ行かれてるっていうのはちょっと聞き覚えはしてるんですけども。その 3 人いて、一人は本採用っていうか、役場へ入られたようなことを聞いてるんですけども、どういう活動されて、どうなって、どういうことになっているか、ちょっとわかりやすく説明して下さい。

議長

誰、答弁されますか

高橋企画政策課長

企画政策課長

地域おこし協力隊の関係につきまして、まず 50 ページにございますですね、22 番の特産品開発分ということでの説明をさせていただきたいと思っております。こちらの方ですね、今議員さんがおっしゃられたとおりで、昨年 3 月、昨年、平成 25 年 3 月にですね、1 名採用しております、その後 7 月に追加で 1 名ということで、こちらの部分としては 2 名の採用ということになっております。こちらの方は特産品開発ということで、先ほど今言っていたようなうどんの開発について携わっていただいております、基本的にはそのどんぐり推進部会の所有するうどん製造機を使ってですね、うどんを製造してきているところでございます。こちらの方につきましては、うどんの生麺の製造を行っているんですが、6 千パックほどを年間製造しております。また、こちらの方のうどんの普及ということでですね、昨年の事業としましては、うどんレシピのコンテストというのを開催しております、そちらの方では更別農業高校であったり、地域のご婦人方の参加をいただいております、新たなレシピ等の開発等にも取り組んでいるところでございます。

そのうちの 25 年 3 月から来ているものがですね、本年村の方に採用になってる、というふうな形で、新年度におきましてはまた新たな隊員が一人来ておまして、うどん等特産品の開発について従事しているところでございます。で、ただ新年度からはそちらの方の関係の予算につきましては、ふるさと館の方、産業課の方の所管の方に移っておりますので、そちらについては申し添えさせていただきます。

あと、それとは別にですね、観光関係の方で、一人来ておますが、そちらの方については、産業課参事の方から説明させていただきます。

議長

本内産業課参事

産業課参事

私の方から地域おこし協力隊の観光支援員 1 名の活動状況についてご説明させていただきます。先ほど高橋企画政策課長の方からお話ありまし

たとおり、観光支援の協力隊につきましては、昨年3月採用になってございまして、主に産業課の方で観光に関わる業務の方に力を貸していただいております。具体的には観光協会の事務局業務中心にですね、昨年3月には更別インターチェンジの開通イベント、こちらの方にもご協力をお力を貸していただいております。で、また、すももの里まつりをはじめまして、大収穫祭また観光協会で行っておりますときめきイルミネーション事業、こういったものの企画内容にもお知恵を貸していただいております。またですね、観光協会の方から昨年4月からフェイスブックを開いたしまして、こちらの方で更別村の観光PRを進めているところでございます。こちらフェイスブック、あの、更新作業ですね、旬の情報を提供するというので、毎月4月に開設して以来、今月までずっと継続してフェイスブックの方、更新作業等も行っているところでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

議長  
4番松橋議員

4番松橋さん

そういう説明はわかりましたよ。それでね、ある雑誌等でも調べてみましたけれど、残ってほしいと、私達も田舎が好きだから都会から限界集落とかに府県も入っていると。その集落に飛び込んで交流をとか、いや観光協会の仕事したとか、うどんを作ってますとか、そのことはそれは仕事ですからいいんですけども、特に観光なんて仕事は時間と経費が掛かるでしょうから、この制度を使って、そういうことはいいんですけど、そういうことは例えば若い、いくつかはちょっと承知していないんですけども若いんでしょ、おそらくね。その若い人たちと交流をしてみるとかさ、年寄りのところ行って何かしてるとか、ちょっと違う方向行ってね、うどんを作らしてるとか、もう違うと思うんだけど。せつかく府県からいろんなアイデアもってきて、あの自分はどこで勉強したか知りませんが、そういうことをするのに国がお金出していると違うかな、僕の考えそうなんだけど。大体僕らがわかんないんだから一般の人、そういう人たちが来てる、3人、2人、途中で一人採用になりましたよ、いちいち報告なくてもいいですけど。それって国の事業があつて、お金丸抱えでしてくれるから、手を挙げて簡単に考えてるんでないかな。国の考えはもっと違うんでないかな。そう、田舎の限界集落等に入れて、できればそこで中心的な役割をして欲しいって、道もそういう考えなんだけど、うどんを作ってますよ、イベントに参加してますよ、それは当然だろうけども、違うかな。

議長  
副村長

三好副村長

地域おこし協力隊についてはですね、国の事業ということでございますけども、地域おこしのためには色々な地域の課題に応じてですね、対応するというので、中にはですね、やはりその福祉の部分だとか、教育の部分だとか、いろんな部分でこう活動する、そういった地域おこし協力隊もいて、その中では地域と密着した活動をする、そういった地域おこし協力隊もございますけども、今回村の方で進めているのは、物産と観光ということで、うどんの関係だとか、観光のPRだとか、ということで進めているところでございます。ただあの、やはりですね、こういった活動はやは

り地域と密着しないとまらないと思うんですけども、まだそこまで活動が広がってないところがございますけども、ただイベントでもですね、積極的に参加をさせていただくなどですね、なるべくその地域と密着して、地域おこし協力隊の交流だとか、力を借りるだとか、そういった部分ですね、広く村民の方にも認知をいただいでですね、いきたいなど。そのことがですね、地域おこし協力、地域おこしの効果が大きくなるんだろうというふうに思っているところでございます。またあの、この部分につきましてですね、あくまでも最終的には3年間という派遣期間というものがございますけども、その後はですね、定住化を図るということが目的でございます。そんな中で他町村もかなり多人数、地域おこし協力隊を確保しているところがありますけども、うちの場合、何分ですね、やはり定住、ある程度年齢になって来るものですから、その後の生活のこともあるんで、なるべく定住化が図れるような部分ということで、その後の職の紹介等もできる範囲内で、そして今の地域課題を解決できるような活動ということでですね、今のところは3名体制ということで、進めているという状況でございます。

議長  
4番松橋議員

4番松橋さん

ということは、充分今の活動でよろしいと、ということなんですね。満足をしている、ということなんですね。そういう答弁だったよ。なかなかあったけど。

議長  
副 村 長

三好副村長

それでいいというところではなくて、やはりその地域課題というのはたくさんございます。そんな中でですね、すべてをできる条件にはなかなかまだ整ってないものですから、まずその今の市街地活性化だとか、そういうことで進めている部分を重点的にですね、やってってるということでございます。ただ、これから色んな課題に応じてですね、増員を図っていききたいところではございますけども、何分その定住を、活動の後のですね、定住という部分があるものですから、無責任なですね、隊員増員ということとはなかなかできないのかな、という風な解釈の中で、なるべくその活動の後の定住できるような環境作りをすすめる中で、拡大をしていきたいな、というふうに思っているところです。

議長  
4番松橋議員  
議長

よろしいですか。

いやいやいや、議長が言うんだったらあれだけでも

いや、よろしいんですか、って言うただけで、いいか悪いか、今の説明で。

4番松橋議員  
議長  
4番松橋議員  
議長  
4番松橋議員  
議長

だって答弁に俺が答える義務ないでしょ。いや失言して悪いけど。

今の答弁でよろしいですかって聞いて、何ですか。

いやいや、したら僕が答えるんですか。はいとか。

いや、別によろしかったら、よろしいでいいんでないですか。

いいですよ。

はい、他にありませんか。

はい、それではこれで款2総務費を終わります。

議	長	<p>ここで暫時休憩いたします。 3時00分まで休憩いたします。 (14時50分)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (15時00分) 59ページ、款3民生費にはいります。 補足説明を求めます。</p>
保健福祉課長	金曾保健福祉課長	<p>それでは59ページ、60ページをお開き下さい。款3民生費について補足説明いたします。</p>
	<p>項1 社会福祉費、予算現額320,980千円、支出済額313,509,054円、不用額747,0946円の決算です。目1 社会福祉総務費は、支出済額159,799,570円、不用額4,841,193円です。この目において、新規事業及び臨時分等についてご説明いたします。備考欄(2) 民生委員推薦委員会運営経費84,960円は、全国一斉の民生委員の任期満了に伴う民生委員推薦にかかる経費であります。</p>	
	<p>66ページをお開き下さい。備考欄(21) 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、財源補てんとして、20,175千円の決算額であります。保険給付に対する国の負担率が40%から36%に減少され、その減少分6%を補てんしてきた道の財政調整交付金が19年度をもって廃止されたため、減収分として繰出すものです。(22) 福祉基金積立金は、福祉目的の指定寄付金と福祉基金の利息分を積立てたもので、806,784円の決算額であります。(23) 福祉灯油支給事業につきましては、873,186円の決算額であります。低所得の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費で、83件に支給しております。(24) 福祉館改修事業は、7,350千円の決算額であります。平成7年に建設された上更別福祉館の長寿命化を図るため、外壁の塗装等の工事を行なったものであります。</p>	
<p>次に各節の不用額の主なものをご説明いたします。59ページ、60ページに戻ります。節11 需用費の不要額592,478円は、これにつきましては、62ページをお開き下さい。備考欄(6) 福祉館維持管理経費で光熱水費、燃料費等で176千円あまり、(8) 公用車維持管理経費において消耗品、燃料費、修繕費で148千円あまりの執行残が主なものであります。59ページ、60ページに戻ります。節19 負担金補助及び交付金の不用額868,638円は、これにつきましては64ページをお開き下さい。備考欄(12) 社会福祉活動補助金等において、社会福祉協議会の助成金で401千円、(13) 障害者総合支援事業において南十勝障害程度区分認定審査会の負担金365千円あまりの執行残が主なものであります。61ページ、62ページに戻ります。節20 扶助費の不用額1,802,828円は、これにつきましては、64ページをお開き下さい。備考欄(13) 障害者総合支援事業において、1,117千円あまり、66ページをお開き下さい。先ほど申し上げました(23) 福祉灯油支給事業において423千円あまりの執行残が主なものでございます。それぞれ3月補正予算の編成の後に確定するということもあり、不用額となっております。61ページ、62ページに戻ります。節28 繰出金の不用額917,425円はこれにつきましては、66ページをお開き下さい。備考</p>		

欄 (20) 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金において、出産、育児一時金分 560 千円、事務費分 237 千円あまりが執行残となりました。こちらにつきましてもそれぞれ年度末の実績により額が確定いたしますことから、不用額が生じております。

次に目 2 福祉の里総合センター費でございます。65 ページ、66 ページをお開き下さい。目 2 福祉の里総合センター費は支出済額 122,864,541 円、不用額 1,628,459 円です。臨時の事業では、68 ページをお開き下さい。備考欄 (5) 福祉の里総合センター改修事業 63,845,250 円は太陽光発電設備設置工事、60,690 千円、センター前他歩道工事 3,155,250 円の経費でございます。備考欄 (6) 健康増進室整備事業 3,963,750 円は健康増進室の運動機器の更新等の経費でございます。備考欄 (7) 給食業務用厨房整備事業 1,837,500 円は生活支援ハウス、診療所の入院患者の給食用の備品購入費であります。

次にこの目の不用額の主なものをご説明いたします。65 ページ、66 ページをお開き下さい。節 11 需用費の不用額 1,119,822 円につきましては、備考欄(1) 福祉の里総合センター維持管理経費において、光熱水費で 188 千円あまり、施設修繕費で 300 千円あまりの執行残、67 ページ、68 ページをお開き下さい。備考欄 (4) 給食業務経費において修繕費で 203 千円あまり、賄い材料費で 333 千円あまりの執行残が主なものでございます。

次に目 3 国民年金費につきましては、経常経費として例年とおりの支出でございますので、説明は省略させていただきます。

次に目 4 後期高齢者医療費は、支出済額 30,834,706 円、不用額 1,001,294 円です。平成 20 年 4 月からスタートした 75 歳以上のすべての方を対象とした後期高齢者医療制度にかかる経費でございます。備考欄 (1) 後期高齢者医療広域連合事業経費 21,094,716 円は法律により市町村の会計でその一部を負担するものとされているものでございます。財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払いなどの役割を担う特別地方公共団体として設立された北海道後期高齢者医療広域連合へルール分を負担しております。(2)後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金 1,830,400 円、保険基盤安定繰出金 7,859,590 円、併せて 9,739,990 円を更別村後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出しをしております。なお、この目の節 28 繰出金において、不用額が 1,001,010 円となっておりますが、これは特別会計への繰出金のうち、予備費分の繰出金 1,000 千円について予算執行がありませんでしたので、これが不用額の主なものとなっております。

次に項 2 児童福祉費は、予算現額 183,140 千円、支出済額 182,849,128 円、不用額 290,872 円の決算となっております。目 1 児童福祉総務費は支出済額 132,898,488 円、不用額 251,512 円です。

69 ページ、70 ページをお開き下さい。備考欄 (2) 児童福祉事業経費は、保育所、学童保育所、子育て支援センターの委託料 97,008,711 円、延長保育や一時保育の補助金として 5,321 千円が主なものでございます。この他に南十勝子ども発達支援センターの運営負担金として、7,325 千円など

を支出しております。(3)出産報償費は1,100千円の決算額で22件分の出産祝い金を支出しております。(4)児童福祉事業経費臨時15,891,570円は、節13委託料、1,554千円が子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、14,279千円は、認可保育所の定員を45名から60名に変更にしたことによる保育単価の減少分の一部4,036千円の運営費補助、保育園の増築にかかる補助金として、8,548千円、保育士の処遇改善の補助金として1,695千円を支出しております。

次に目2児童措置費は支出済額49,950,640円、不用額39,360円です。備考欄(1)児童手当給付費等経費の節20扶助費の決算額49,850千円は、平成25年度に0歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の総額となっており、対象者は平成26年2月支給時で、222世帯、402人となっております。

次に項3老人福祉費は、予算現額124,950千円、支出済額120,723,332円、不用額4,226,668円の決算となっております。目1老人福祉総務費は支出済額4,042,774円、不用額26,226円です。高齢者運動会敬老会の経費でございます。71ページ、72ページをお開き下さい。目2老人保健福祉センター費は支出済額70,594,747円、不用額1,095,253円です。臨時の事業として備考欄(3)老人保健福祉センター改修事業25,914千円は、ボイラーの更新、福祉の里温泉の天井換気扇交換、露天風呂改修、脱衣室の棚改修の経費でございます。この目の節11、需用費の不用額774,188円は、備考欄(1)老人保健福祉センター維持管理経費において消耗品で523千円あまり、光熱水費で123千円あまりが主な執行残となっております。目3老人福祉推進費は支出済額46,085,811円、不用額3,105,189円です。73ページ、74ページをお開き下さい。臨時の事業といたしまして、備考欄(5)老人福祉施設等雇用対策事業1,500千円は、老人福祉施設の職員の確保のための補助で、300千円を5人分支出しております。71ページ、72ページに戻ります。この目の節28繰出金の不用額2,205,558円は備考欄(3)介護保険事業特別会計繰出金の執行残で、介護給付費分の減による執行残が主なものでございます。73ページ、74ページに戻ります。項4災害救助費は予算額150千円で、支出実績はありません。従いまして全額が不用額となっております。

以上で民生費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで款3民生費を終わります。

次に73ページ、款4衛生費に入ります。

補足説明を求めます。

金首福祉課長

福祉課長

それでは款4衛生費につきまして補足説明いたします。

項1 保健衛生費、予算現額 175,138 千円、支出済額 164,071,276 円、不用額、11,066,724 円です。目1 保健衛生総務費では、支出済額 5,604,635 円、不用額 233,365 円です。備考欄(1)乳幼児医療費給付費 7,378,434 円は、節 20 扶助費で前年度比較 1,909 千円あまりの支出増となっているところがございます。なお、未熟児養育医療事業、予算額 60 千円をみておりましたが、これにつきましては予算の執行がなかったため、全額が不用額となっております。

目2 予防費は支出済額 6,482,146 円、不用額 401,854 円です。備考欄(1)感染症予防対策事業においては、エキノコックス症や結核の検診、(2) 予防接種事業経費においては、乳幼児の予防接種、子宮頸がん予防ワクチン及び高齢者のインフルエンザ予防接種などの経費を支出しております。

目3 環境衛生費は、支出済額 18,895,806 円、不用額 693,194 円でございます。75 ページ、76 ページをお開き下さい。備考欄 (6) 火葬場改修事業は腐食が進んでいた鋼板製の煙突を耐用年数の長いステンレス製の煙突に改修したものであります。利用中の故障は絶対許されない施設として、これからも施設の適正管理に努めてまいります。

次に目4 診療所費は、支出済額 115,597,584 円、不用額 8,602,416 円です。歯科診療所の維持管理経費及び特別会計の診療施設勘定への繰出金の支出であります。77 ページ、78 ページをお開き下さい。備考欄 (3) 歯科診療所医療機器購入事業 52,500 円は薬品保管用冷蔵庫 2 台を購入した経費であります。この項において、節 28 繰出金の不用額 8,502,381 円は備考欄 (2) 特別会計（診療施設勘定繰出金）の財源補てん分の剰余額が主のものであります。

目5 保健推進費は支出済額 15,539,522 円、不用額 817,478 円です。本村住民の保健増進に係る経費であります。備考欄 (3) 保健指導活動事務経費 4,911,040 円は、育児休業の保健師が 2 名あり、臨時保健師を雇用したもので、前年度比 2,989 千円あまりの増となっております。79 ページ、80 ページをお開き下さい。備考欄 (4) 女性特有のがん検診推進事業 511,025 円は国の補助金措置による無料検診事業として、女性特有のがんの検診推進事業を平成 21 年度から実施しておりますが、平成 25 年度も実施した事業経費であります。77 ページ、78 ページをお開き下さい。この目の節 13 委託料の不用額 574,920 円は、備考欄 (1) 母子保健事業経費の妊婦健康診査で 186 千円あまり、(2) 健康増進事業の各種検診委託料で 187 千円あまり、79 ページ、80 ページをお開き下さい。(4) 女性特有のがん検診推進事業の検診事業委託料で 201 千円あまりの執行残が主なものであります。

次に項2 清掃費、予算現額 15,287 千円、支出済額 15,087,437 円、不用額 199,563 円でございます。目1 し尿塵芥処理費は同額でございます。備考欄(1) 廃棄物収集運搬処理経費は一般家庭ゴミ、大型ゴミ、金属ゴミの巡回回収等に係る経費であります。項3 上水道費は予算現額 6,298 千円、支出済額 6,049 千円、不用額 249 千円の決算です。目1 簡易水道費は同額でございます。節 28 繰出金の不用額 249 千円は、備考欄(3)簡易水道事業

特別会計繰出金の不用額で、水道施設修繕費及び中札内共同施設維持管理負担金で、浄水場施設機器等修理費、導水管路等修理費の執行残で、財源補てんが減じたことが要因になっております。項 4 下水道費は予算現額 94,244 千円、支出済額 90,204 千円、不用額 4,040 千円となっております。目 1 下水道費は同額であります。

節 28 繰出金の不用額 4,040 千円は、備考欄(1)公共下水道事業特別会計繰出金の不用額で、下水道施設管理経費、農業集落排水施設管理経費、個別排水施設管理経費の施設修繕費の執行残で、財源補てんが減じたことが主な要因になっております。項 5 衛生諸費は予算現額 16,149 千円、支出済額同額で、不用額はありません。目 1 複合事務組合費も同額でございます。備考欄(1)十勝環境総合事務組合負担金 12,254 千円は、昨年より 2,007 千円少ない決算額となっておりますが、主な減額要因としては、くりりんセンターの維持費の減によるものであります。(2)十勝環境総合事務組合負担金建設分 3,895 千円は、昨年より 906 千円多い決算額となっておりますが、これはくりりんセンターの施設整備費が増額されたことによるものであります。

以上で衛生費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありません声あり)

議 長

これで款 4 衛生費を終わります。

81 ページ、款 5 労働費に入ります。

補足説明を求めます。

産業課参事

本内産業課参事

款 5 労働費について補足説明させていただきます。81 ページ、82 ページをご覧ください。予算現額 7,165 千円、支出済額 6,685,129 円、不用額 479,871 円でございます。項 1 労働費、目 1 労働諸費について同額でございます。節 19 負担金補助及び交付金の不用額 354,799 円につきましては、備考欄の(3)雇用対策事業の地元雇用促進事業助成金の執行残額 350,597 円が主なものとなっております。この事業の実績でございますが、平成 25 年度から、これまで新規高卒者を対象としておりました雇用促進事業を中途採用まで含めて拡充して実施してございます。実績といたしましては、8 事業者から 13 件の新規雇用申請を受けまして、合計で 90 ヶ月分の助成をしたところでございます。また、新規雇用者の 13 件の内訳でございますが、転入者が 8 件、地元雇用が 5 件という内訳でございます。また、勤労者会館利用状況につきましては、(1)勤労者会館維持管理経費でございますけれども、各会計決算資料 9 ページに、利用状況を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、労働費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

1 番高木さん

1 番高木議員

雇用対策事業、これにつきましては、平成 24 年度と比べると、約倍近くの前年というところで、すごく地元にはありがたい事業として活用させていただいているところですが、今の 13 件の事業ということで、されてるわけですが、地元が 5 名で転入が 8 というような形で、今報告があったんですが、実際にいろいろお話を聞きますと、やはり転入を受け入れるには、住宅不足という部分が大きく、なかなか住宅が空かないために、雇用するにもなかなか難しいというようにお話を聞いております。この辺につきましても、この予算とはやっぱり別の部分もありますが、その辺の対策も含めて今後どう進めていくか、もし何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議 長  
産業課参事

本内産業課参事

ただ今ご質問ございました件でございますが、平成 26 年度においてすでに数件の申請を受付けてございます。その申請を受付けている経緯の中で、住宅が不足しているという実情も出てきてございます。本事業の対象としましては、雇用をされた月の属する日の末日までに、更別村に住所を移す、というのが要件でございまして、雇用してから 1 ヶ月以内に住む住宅が見つからないというような状況になれば、助成の対象からも外れてしまうようなことにもなりかねないという実情が、ご指摘のとおりでございます。

本年の申請いただいている部分につきましては、空き状況、申請、ご相談いただいている最中には空き状況はなかったんですけども、幸いに雇用し住むところも見つかりまして、雇用に至った経緯がございまして、助成の申請も受付けた経緯がございまして、今後の対応といたしましては、村の方で進めております賃貸住宅の建設助成等で、新たな住宅の建設の予定もございまして、また公営住宅等の空き状況等も考慮に入れながら、適切に住宅の確保も考えながら、雇用の場が推進されるように進めて、連携を図ってまいりたいと考えております。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで款 5 労働費を終わります。

次、81 ページ、款 6 農林水産業費に入ります。

補足説明を求めます。

安部産業課長

産業課長

それでは款 6 農林水産業費について、説明させていただきます。81、82 ページをご覧ください。継続費及び繰越事業費繰越額 52,200 千円、予算現額 348,645 千円、支出済額 332,943,456 円、翌年度繰越額が 12,360 千円、不用額が 3,341,544 円となっております。なお、農林水産業費の建設事業の概要につきましては、一般会計建設事業調 3 ページから 6 ページをご参照いただきたいと思います。

項 1 農業費、継続費及び繰越事業費、繰越額 52,200 千円、予算現額

342,358千円、支出済額326,853,149円、翌年度繰越額12,360千円、不用額が3,174,851円となっております。目1農業委員会費です。予算現額22,933千円、支出済額が22,900,332円、不用額が32,668円でございます。主な事業の内容は、農業委員会の運営に関する経費でございます。

次に83、84ページをお開き下さい。目2農業振興費でございます。予算現額41,839千円、支出済額が41,775,917円、不用額が63,083円でございます。この目は、昨年度の支出額65,237,642円と比較して、23,461,725円減少しております。この主な要因として、昨年度の農業担い手対策事業635千円が目6農業生産政策推進費に移動し、その他説明欄

(1)農業振興補助金等で更別村地域農業再生協議会推進事務費補助金により、圃助実測機器を購入しましたが、それが終了したため、1,945,075円が減少、また農作業事故防止対策推進事業助成金として低速車反射マークの配布が23、24年度で終了したためということで、520,290円の減少で、合計、減少しております。主なものとして、備考欄(4)農業振興補助金臨時分で土づくり推進対策事業で1,422千円が増加しております。また農業経営基盤強化資金利子助成金で433,166円の減少、農業経営緊急支援資金利子助成金で416,081円の減少、コントラクター支援事業助成金で1,000千円の減少等で、合計504,693円減少しております。備考欄(6)農業整備対策事業について、当初予算時にはですね、21,827千円を計上しておりました。が、農業対策強化事業、国の事業でございますが、廃止となったため、昨年9月の議会にて20,777千円の減額補正を行わせていただき、前年度と比較し、節13委託料が2,100千円、節19負担金補助及び交付金が11,655千円など、合計で13,230千円の減額となっております。

続きまして、備考欄(7)農地・水保全管理支払交付金の節19負担金補助及び交付金については、更別北地域資源守り隊が設立後5年経過し、交付単価が25%減となったために、昨年度、24年度より2,955,303円が減少いたしております。

続きまして、備考欄(8)環境保全型農業直接支援事業は、農薬、化学肥料を慣行の5割低減と同時、すると同時に、環境保全につながる取り組みを、と併せて行うことにより、10アールあたり8千円が支給されるもので、国が2分の1を直接交付し、道、村が4分の1づつを村を通して交付されるものでございます。が、取組み面積、24年度が196.88ヘクタールから、25年度は164.54ヘクタールへ減少したことに伴い、1,293,600円が減少いたしました。また、個別所得保障経営安定推進事業は、農地集積協力金を当初予算で1,500千円計上しておりましたけども、対象予定者が取りやめられたため、3月議会で全額減額補正させていただいております。平成24年と比較して1,844,500円の減少となっております。

続きまして目3農地費でございます。継続費及び繰越事業費繰越額5,220千円、予算現額162,710千円、支出済額149,888,455円、翌年度繰越額が12,360千円、不用額が461,545円でございます。

85、86ページをお開き下さい。不用額の主なものにつきましては、節11需用費の379,457円ですが、これは備考欄(2)用水施設維持管理費と

ということで、畑かん給水施設、減圧弁ですとか水抜き栓、給水栓等の執行、修繕費の執行残でございます。また、節 19 負担金補助及び交付金の 53,814 円は、備考欄 (4) の道営事業の負担金の執行残でございます。平成 25 年度分で 15,540 円、繰越明許事業分の道営事業分で 38,274 円の執行残となっております。土地改良事業の進捗状況につきましては、各会計決算資料の 7 ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、目 4 営農用水費でございます。予算額 43,339 千円、支出済額 41,582,782 円で、不用額 1,756,218 円となっております。備考欄 (1) の営農用水施設維持管理経費の工事請負費で、メーター器の取替を実施しております。不用額の主なものは、節 11 需用費の 620,377 円、これは備考欄 (1) 営農用水施設維持管理経費の水道施設修繕費の執行残と、続きまして節 19 負担金補助及び交付金の 1,051,149 円は、同じく備考欄 (1) 営農用水施設維持管理経費の中札内村共同管理負担金で、水道施設修繕費、浄水場施設機器修理および導水管路の修理のものでございます。

次に 87、88 ページをお開き下さい。目 5 畜産業費でございます。予算現額 30,469 千円、支出済額 30,433,218 円、不用額が 35,782 円でございます。主な事業内容は、村営牧場維持管理経費や畜産振興事業補助金等でございます。備考欄(4)村営牧場の整備事業において、牛の歩行轍の修整および水飲槽の改修を行いました。また、備考欄(5)畜産振興事業補助金等(臨時分)においてはですね、自給飼料対策としての草地更新に対する補助金を出してございまして、牧草種子、土壌改良資材、肥料、除草剤の購入費及び作業委託費を対象として、10 アールあたり 1,500 円補助するものであり、41 件 263.6 ヘクタールに対し助成を行ったものでございます。なお、村営牧場の利用状況については、各会計資料決算資料 8 ページ、施設の利用及び維持管理状況は、同じく 20 ページに記載されておりますので、ご参照を願いたいと思います。

次に目 6 農業政策推進費でございます。予算現額 1,238 千円、支出済額 1,237,912 円、不用額 88 円でございます。これは更別村農業経営生産対策推進協議会の運営経費及び、同じく更別村農業担い手育成センターの運営経費の助成金が主なものでございます。

続きまして目 7 ふるさとプラザ費、予算現額 21,885 千円、支出済額 21,080,729 円、不用額が 804,271 円でございます。89、90 ページをお開き下さい。不用額の主なものにつきましては、節 11 需用費でございます。623,323 円が不用額となっております。この主なものについては、備考欄 (1) ふるさと館維持管理経費の備品、公用車及びふるさと館の修繕費の執行残が 444,431 円、それと備考欄 (2) ふるさとプラザ維持管理経費のですね、備品及びふるさとプラザの修繕費の執行残が 77,909 円ありまして、それが主なものでございます。また、ふるさと館の運営状況については、各会計資料、各会計決算資料 8 ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、目 8 プラムカントリー費でございます。予算現額 17,945

千円、支出済額 17,923,804 円、不用額が 21,196 円でございます。主な事業内容は、プラムカントリーの管理経費並びに改修事業でございます。この内の改修事業、備考欄 (2) プラムカントリー改修事業は、すももの里の東屋が老朽化し、茅葺屋根の脱落や脚部の腐食が激しいために、新たに建て直したものでございます。どんぐり公園の運営状況につきましては各会計決算資料 8 ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、項 2 林業費です。予算現額 6,287 千円、支出済額が 6,120,307 円、不用額は 166,693 円でございます。目 1 林業振興費、同額でございます。91、92 ページをお開き下さい。不用額の主なものは、節 19 負担金補助及び交付金で、166,093 円であります。これは備考欄 (2) 有害駆除対策経費のうち、更別村鳥獣害防止対策協議会に対する助成金の執行残が 165,886 円あります。これはですね、春先のキツネの駆除に対する捕獲報酬及び処理費用を見込んでいたものですが、実際そこまでなかったということで、執行残となっております。ちなみに平成 25 年度の更別村の被害実績は 66.73 ヘクタールで 19,850 千円であり、駆除の実績はエゾシカ 116 頭、ヒグマ 3 頭、キツネ 68 頭、野犬 1 頭、カラス 22 羽、ハト 45 羽ということでした。以上で補足説明を終わらせていただきます。

議 長

はい、説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで款 6 農林水産業費を終わります。

次、91 ページ、款 7 商工費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課参事

産業課参事

款 7 商工費について補足説明をさせていただきます。91 ページ、92 ページをご覧ください。予算現額 71,974 千円、支出済額 70,499,953 円、不用額 1,474,047 円でございます。項 1 商工費について同額でございます。目 1 商工総務費、予算現額 583 千円、支出済額 562,979 円、不用額は 20,021 円でございます。主に消費生活相談事業に関する支出となっております。目 2 商工業振興費でございます。予算現額 46,247 千円、支出済額 45,611,944 円、不用額 635,056 円でございます。節 19 負担金補助及び交付金の不用額 602,056 円につきましては、備考欄 (1) 商工業振興対策経費の商工会運営事業助成金の執行残 600,965 円が主なものとなっております。備考欄の (2) 商工業関係資金利子補給事業の執行状況につきましては、各会計決算資料 9 ページをご参照いただきたいと思います。

93 ページ、94 ページをお開き下さい。備考欄の (4) 商工業活性化事業につきましては、昨年 10 月 1 日から 11 月 30 日にかけて実施されました、二度美味しいクーポン券祭りに 3,911 千円、本年 1 月 10 日から 2 月 14 日にかけて行われた、どんぐり村の新春大売り出しに 3,000 千円をそれぞれ商工会に対し、助成したものでございます。備考欄 (5) 産業振興施設整備資金利子補給事業につきましては、平成 22 年度の事業でございますが、

近代化資金以外の設備投資に関し利子を補給するもので、6件で427,234円の支出となっております。目3観光費でございます。予算現額25,144千円、支出済額24,325,030円、不用額818,970円でございます。不用額の主な内容でございますが、節11需用費において情報拠点施設およびカントリーパークの修繕費の執行残が672千円、節19負担金補助及び交付金において地域おこし協力隊員活動事業助成金の執行残が114,120円となっております。

以上で、商工費の補足説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

款7商工費を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時00分まで休憩いたします。

(15時45分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(16時00分)

95ページ、款8土木費に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長

建設水道課長

95、96ページ、款8土木費について補足説明させていただきます。款8土木費、予算現額623,464千円で、支出済額612,786,480円、不用額10,677,520円となっております。項1土木管理費、目1土木総務費、支出済額4,651,613円で、主な内容は道路台帳管理と地積管理となっております。道路現況調査につきましては、別冊の平成25年度各会計決算資料14ページをご参照願います。項2道路橋りょう費、目1道路維持費、支出済額62,418,330円で、不用額は380,670円となっております。不用額の主なものは節11需用費で、241,397円は、96ページ備考欄(1)道路維持補修経費の道路維持消耗品とグレーダー等、公用車修繕が主なものでございます。節12役務費で、98,482円は同じく96ページ備考欄(1)道路維持補修経費のタイヤ交換手数料が主なものでございます。目2道路維持改良費の支出済額35,334,279円、不用額171,721円となっております。主な事業は街路灯の管理と98ページ備考欄(1)道路補修事業の工事請負費で、道路舗装補修工事及び区画線工事を実施しております。不用額の主なものは、節11需用費167,031円で、同じく98ページ備考欄(2)街路灯維持補修費の電気料と修繕費が主なものでございます。目3道路新設改良費の支出済額168,315,151円で、不用額7,849円となっております。主な事業は、98ページ備考欄(1)道路改良舗装事業の工事請負費で、事業内容は道路整備として南8線改良舗装工事、勢雄14号甲舗装工事、東15号取付改良工事、勢雄13号拡幅工事を実施しています。村道舗装強化として、更別駅裏とおろ、更別停車場線のオーバーレイを実施しています。また市街地において、更別東3条、4条、5条線、上更別東1条、北とおろ歩道改修工事を実施しております。別冊の平成25年度各部門別主な施策の成果及び予算執行

実績の概要の、一般会計建設事業調 4 ページをご参照願います。

決算書 97、98 ページにをお開き下さい。目 4 橋りょう維持改良費の支出済額 52,080,130 円、不用額 69,870 円となっています。主な事業は 98 ページ、備考欄 (1) 橋りょう整備事業の委託料で、事業内容は橋りょう長寿命化修繕計画策定を実施しています。工事請負費での事業内容は橋りょう整備として、東 6 号の紅橋改修整備工事、東 8 号極光橋護岸工事を実施しています。別冊の平成 25 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の、一般会計決算調 3 ページと 4 ページをご参照願います。続きまして、項 3、住宅費、目 1 住宅管理費の支出済額 102,432,213 円で、不用額 885,787 円となっています。100 ページ備考欄 (4) 村営住宅等改修事業の工事請負費で、事業内容は公営住宅の長寿命化のための改善として、花園団地、上更別団地の給湯設備の改修工事、曙団地、中央団地コーポ柏翠の屋根、外壁、断熱改修工事を実施しています。別冊の平成 25 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の概要の一般会計建設調 3 ページと 4 ページをご参照願います。

次に不用額の主なものは、決算書 97、98 ページ、節 7 賃金で、124,168 円は 100 ページ備考欄 (3) 村営住宅等維持管理経費の中で、除雪業務賃金の減が主なものでございます。97、98 ページ、節 11 需用費で、309,123 円は、100 ページ備考欄 (3) 村営住宅等維持管理経費の修繕費が主なものでございます。

99、100 ページをお開き下さい。節 23 償還金利子及び割引料の 246 千円は、住宅敷金償還金で、対象者の退去がなかったため、残となりました。目 2 賃貸住宅建設促進費の支出済額は、9,736,238 円で、不用額は 762 円となっています。節 19 負担金補助及び交付金は、建設助成金で 1 件と、賃貸住宅建設資金利子補給で 1 件に助成しています。目 3 民間住宅整備費の支出済額は、16,145 千円で、不用額 3,143 千円となっています。100 ページ備考欄の(1)太陽光発電システム普及促進事業は、設置工事助成として住宅用 12 件、事務所用 2 件に助成しております。(2)民間住宅建設促進事業は、住宅建設助成として、14 件に助成しております。不用額につきましては、太陽光発電システム普及促進事業及び民間住宅建設促進事業の執行残となっております。目 4 住宅建設費の支出済額 161,673,526 円で、繰越額 99,000 千円、不用額 5,946,470 円となっています。主な事業は 100 ページ備考欄(1)村営住宅等整備事業の工事請負費で、住居生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画により、若葉団地公営住宅の新築工事実施設計委託業務及び若葉団地の建替え工事を実施しています。また、前年度繰越分として、若葉団地建替え工事 2 棟 6 戸を実施しています。主要内容は、別冊の平成 25 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の、一般会計建設事業調 3 ページをご参照願います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4 番松橋さん

議 長

4 番松橋議員

街路灯についてお聞きしたいんですけども、他の庁舎については、まあこの維持費等で電気代、今後北電で2割上げるって言ってますけども、上げそうですけども、どの程度、それからLEDにほとんど変えたんですか。まだ工事残ってるんですか。街路灯自体は電気、今のくらいかかっているんですか。現状では、去年度で。

議 長  
建設水道課長

佐藤建設水道課長

街路灯につきましては、LED化を今進めている状況でありまして、あと、一応来年度で、一応すべて、水銀灯の入替えを行う予定であります。ナトリウム灯については、そのまま残るという形で、ええ、残る予定であります。電気料につきましては、一灯あたり契約となっております、今の上がり下がりとの関係が、まあ上がれば、もしかすると若干その上がってくる可能性もあるかもしれませんが、状況で、今のところちょっとまだ上がるか下がるかそのままかは、わからない状況であります。

議 長  
4 番松橋議員

4 番松橋さん

したら一灯あたりということは、LEDに変えようと、水銀灯だろうと、単価同じ、という意味ですか。ちょっと理解できない。金額は。

議 長  
建設水道課長

佐藤建設水道課長

同じその明るさにおきまして、水銀灯のワット数より、LEDのワット数の方が低いということで、その分だけ単価はお安くなっております。そういう意味で省エネということではございます。

議 長

他にありませんか。

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

款8 土木費を終わります。

101 ページ、款9 消防費に入ります。

補足説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長

消防費につきまして補足説明をさせていただきます。101、102 ページになります。款9 消防費、項1 消防費、予算現額241,904千円、支出済額171,227,347円、翌年度繰越額70,544千円、不用額132,653円となっております。目1 消防費、備考欄(1)南十勝消防事務組合補助金等は、南十勝消防事務組合本部と更別支所に対する負担金でございます。前年度比較15,117,490円の増となっております。内訳につきましては、支所負担金で150,781千円と本部共通経費18,501,490円となっております。翌年度繰越額70,544千円は、消防救急デジタル無線整備に係る特定財源となるものでございます。支所負担金は、前年度比較9,014千円の増でございますが、主な事業は消防庁舎外壁等改修11,550千円、防火水槽4基解体工事1,890千円、空気呼吸器4基更新で1,102千円、救助ジャッキ更新1,245千円が主なものでございます。本部共通経費は前年度比較6,103,490円の増でございますが、広域化に伴う消防救急デジタル無線実施設計1,953千円及び、3年に一度の、一度精算されます退職手当組合負担金追加納付分3,885,490円が主なものでございます。なお、平成25年度南十勝消防事

務組合会計決算資料、更別支所分を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

目 2 災害対策費では、備考欄(1)防災国民保護事業で、防災備蓄品の購入、防災行政無線戸別受信機の修理及び購入、機器の保守点検等の費用でございます。戸別受信機は 7 台購入し、1,367 台中、現在 42 台が在庫として保有してございます。

以上で、消防費の補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで、款 9 消防費を終わります。

101 ページ、款 10 教育費に入ります。

補足説明を求めます。

新関教育次長

教育次長

款 10 教育費について補足説明させていただきます。101 ページ、102 ページをお開き下さい。予算現額 420,081 千円、支出済額 414,601,945 円、不用額 5,479,055 円であります。項 1 教育総務費、予算現額 140,558 千円、支出済額 140,178,112 円、不用額 379,888 円であります。主なものですが、目 1 教育委員会費、支出済額 18,714,345 円、不用額 67,555 円であります。備考欄(2)教育費、教育総務補助金等の経常費分ですが、節 19 負担金補助及び交付金 1,290,121 円、こちらは教育関連団体、協議会等の負担金ということになっております。備考欄(3)更別農業高校教育支援事業経常分、節 19 負担金補助及び交付金 3,748,986 円、内訳としましては、教育振興支援事業として 2,668,986 円、それと海外実習派遣事業 1,080 千円、こちらにつきましては、平成 25 年度は生徒 1 名及び引率教諭 1 名の派遣を行ったところでありまして、備考欄(4)の更別農業高校生徒確保支援等事業ですけれども、これは臨時分となっております。節 19 負担金補助及び交付金 11,616,998 円、内訳としましては、更別農業高校生の生徒確保の支援事業でありまして、生徒確保の支援としまして、スクールバスの負担金ですとか、各種資格の取得、全国農業クラブ大会遠隔地からの生徒受入に伴うホームステイ先への支援助成などでありまして、

103 ページ、104 ページをお開き下さい。目 2 事務局費、支出済額 121,431 千円、失礼いたしました。支出済額はですね、121,119,350 円、不用額が 311,650 円であります。備考欄(2)指導主事共同設置事業 12,383,452 円ですが、こちらは中札内村との共同設置によりまして指導主事活動経費でありまして、この事業費は中札内村と更別村で 2 分の 1 ずつ負担となっております。

続きまして、同じく 103 ページの下の方からですね、105 ページ、106 ページにかけてなんですけれども、目 3 こども夢推進費、支出済額 344,417 円、不用額 583 円であります。備考欄(2)106 ページになりますけれども、こども夢基金積立金 196,577 円、こちらは寄附金 190 千円、それと利息

6,577円、こちらを積み立てしたものであります。

続きまして、項2小学校費、予算現額60,345千円、支出済額60,058,082円、不用額286,918円です。主なものであります。目1学校管理費、支出済額59,227,118円、不用額273,882円であります。備考欄(1)小学校運営経費22,472,448円であります。主なものとしまして節7賃金6,895,200円、こちらは特別な支援を要する児童の特別支援教育支援員として更別小学校2名、上更別小学校1名を配置したところであります。また節18備品購入費1,433,136円であります。こちらは更別小学校の生徒の机、椅子ですとか、上更別小学校の音楽室用机、椅子など、それと除雪機などを購入したところであります。また備考欄(5)学校施設改修事業、節15工事請負費20,656,650円であります。こちらは二つの工事がありまして、一つ目は更別小学校の屋上防水工事、こちらが19,110千円、それと更別小学校のビニールハウス等を含む学校畑の造成を行っておりますので、こちらが1,546,650円となっております。

続きまして107、108ページをご覧ください。項3中学校費、予算現額46,605千円、支出済額45,459,428円、不用額1,145,572円であります。目1学校管理費、支出済額45,245,088円、不用額1,142,912円であります。内訳としましては、備考欄(1)中学校運営経費7,570,714円あります。こちら節8報償費251千円につきましては、学習指導要領等の改定に伴う武道の必修ですとか、柔道を選択したことによりまして授業の安全と円滑な実施に向けて有段者の方を外部補助者として配置しております。また不登校ですとかいじめ等に対する適応指導員を継続して配置しているというように、その報償費となっております。備考欄(3)外国語指導推進事業、13委託料4,296千円あります。こちらと同じく平成23年度から外国語活動が本格実施となったというようなことで、中学校においても事業時数が拡大されたことに伴いまして、外国語活動の充実と国際理解教育推進のために、国際交流事業ということで国際交流委員を配置してたんですけれども、外国語指導推進事業へと切り替えたということで、ALTという外国語指導助手を配置しております。備考欄(6)学校施設改修事業であります。こちらは委託料、13委託料1,659千円ありまして、こちらは太陽光発電の設計委託を行ったところであります。また、備考欄(7)スクールバス購入事業、備品購入費24,045千円ですが、こちらは平成8年に購入した走行距離約65万キロとなりました勢雄方面のスクールバス60人乗り分、62人乗り1台を更新しております。

109ページ、110ページをお開きいただきたいと思います。項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、同じですが、予算現額33,630千円、支出済額32,383,277円、不用額1,246,723円となっております。備考欄(1)幼稚園運営経費16,620,112円、主なものとしましては、節7賃金11,644,653円、こちらは延長賃金ですとか、幼稚園業務に伴います臨時及び嘱託職員の賃金となっております。備考欄(4)園舎改修事業であります。こちらは委託料、13番委託料1,869千円となっております。こちらは上更別幼稚園の耐力度診断委託を行ったところであります。

続きまして項5、社会教育費、予算現額39,837千円、支出済額39,042,429円、不用額794,571円、主なものでありますが、目1社会教育総務費であります。支出済額19,100,448円、不用額202,552円であります。次の111、112ページをお開きいただきたいのですが、備考欄(2)図書室運営経費5,905,563円、主なものですが、節7賃金3,987,144円、こちらにつきましては図書室の管理職員2名の賃金であります。また節18備品購入費1,231,509円ですが、こちらは図書の購入費となっております。こちら平成25年から比較しますと、少なくともはなっているんですけども、こちらの平成25年図書室の電算化ですとか、図書整備等ということで、1ヶ月ほどの休館ですとか、業務等の関係です、若干少なめの予算執行となっております。備考欄(3)生涯学習推進事務経費4,262,282円です。こちらは末広学級関係の社会教育指導員1名ですとか、生涯学習関係の補助員等の配置を行っております。備考欄(4)青少年教育推進計費2,820,879円ですが、こちらは小学校、中学校、幼稚園の青少年劇場の開催経費ですとか、子ども交流事業等の経費であります。子ども交流事業につきましては東日本大震災の影響で、平成23、24と2年続けて更別村で交流を行っていましたが、平成25年度は東松島市へまあ、震災後初めて訪問、交流を行っております。

113ページ、114ページをお開き下さい。(7)文化推進経費3,437,480円です。節11需用費1,292,800円こちらにつきましては、村内文集であります総合誌さらべつ、こちらを印刷製本しております。また節19の負担金補助及び交付金の内1,628千円につきましては文化協会の活動助成ですとか、文化振興講演等の助成金として支出しております。7月30日には宮城県東松島市のハラハラシンガーズの絆コンサート、それから11月29日には更別ミュージックサービスの更別音楽祭がそれぞれ開催されております。

続きまして目2社会教育施設費であります。支出済額19,941,981円、不用額592,019円です。備考欄(1)農村環境改善センター維持管理経費12,130,011円、節18備品購入費1,659千円、こちらは平成23年度から三ヶ年計画で展示用パネルの更新を行ってございまして、パネル30枚、最終年になりますが、購入を終えております。備考欄(2)農村環境改善センター改修事業7,280,970円です。こちらは図書室の蔵書整理ですとか、貸出等の事務処理についての電子管理システム導入、それから書架増設経費として5,293,470円、また改善センターの電気設備、暖房設備などの施設改修、平成26年度実施の施設改修に向けた実施設計費として2,635,500円、こちらを支出しております。

115ページ、116ページになります。項6保健体育費、予算現額88,024千円、支出済額86,978,140円、不用額1,045,860円となっております。目1保健体育総務費、支出済額3,294,075円、不用額27,925円です。こちらはスポーツ推進員の活動経費ですとか、ときめき夢民塾というようなことで、スポーツ教室の開催経費、それから体育連盟スポーツ少年団、それから少年団等の全道大会などの派遣経費というようなことで支出され

ております。

目 2 体育施設費、支出済額 63,002,649 円、不用額 496,351 円、備考欄 (1)から次の 118 ページの(7)までの維持管理につきましては、各体育施設の維持管理経費というようなことで載せてあります。備考欄(8)118 ページの備考欄(8)運動広場改修事業 16,790,927 円、こちらは冬期間使用されておりましたスケート小屋が老朽化によるというようなことで、更新をしております、今回は運動広場で行われる行事等にも使用できるように、機材ですとか放送設備等も常設して、屋外活動の運営拠点施設として管理棟を新設しております。実際冬の間のスケートですとか高齢者運動会、消防演習などで活用されております。

119 ページ、120 ページです。備考欄 (9)コミュニティプール改修事業 18,650 千円、こちらはプールの屋上防水工事というようなことで、平成 5 年以来初めての防水工事となっております。また備考欄 (10) トレーニングセンター改修事業 1,748,250 円、こちらはバスケットボールのルール改正がありまして、そちらに伴いましてコートラインの変更がございましたので、その張替え、塗装工事ということで行っております。

目 3 学校給食費、支出済額 20,681,416 円、不用額 521,584 円であります。備考欄(3)学校給食センター運営経費 14,339,508 円、節 7 賃金 12,182,904 円こちらは調理員 5 名、給食配送業務委員 1 名の賃金となっております。また(5)、備考欄(5)ふるさと給食助成事業、それから(6)保護者負担軽減事業については継続実施となっております。

項 7 教育諸費、予算現額 11,082 千円、支出済額 10,502,477 円、不用額 579,523 円となっております、次のページ、121 ページから 122 ページになります。目 1 研究奨励費、支出済額 2,594,615 円、不用額 461,385 円であります。備考欄(1)教育奨励事業経費としましては、節 11 需用費 466,158 円、学校教育推進協議会などの教育団体が発行しております村内文集どんどりなどの発行物の印刷、製本費となっております。また備考欄(2)研究奨励事業補助金等 2,128,457 円、こちらは学校教育それから学校運営等に関する団体ですとか、そのような学校教育推進協議会ですとか、教育研究所等への活動助成金となっております。目 2 学芸奨励費、支出済額 7,392,956 円、不用額 103,837 円、こちらはですね、備考欄(5)各種文化スポーツ大会派遣事業 2,294,240 円、こちらは中学生のバレーボール、ソフトボール、テニス、ごめんなさい、バレーボール、ソフトテニス、スケートなどの全国大会、それから全国のスケート大会等の派遣助成となっております。(6)入学祝い金支給事業、節 8 報償費 3,350 千円でありまして、こちらは子育て家庭への就学準備支援、それから子どもの健全育成というようなことで、今年度は 67 名の児童、生徒の保護者に支給したところがあります。目 3 財産管理費、支出済額 514,906 円、不用額 14,301 円、こちらあの、教員住宅の維持管理経費というようなことになっております。それと最後に教育関係の決算資料としまして、各決算資料の 15 ページには、学級数ですとか児童生徒数、教職員数等の状況、それから 17、18 ページには社会教育、社会体育施設の利用状況、それから 18 ページには給

食センターの給食提供の状況、21 ページには各施設の維持管理状況等を記載しておりますのでご覧ください。

議長

以上で款 10 教育費の補足説明を終わらせていただきます。

はい、説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで款 10 教育費を終わります。

121 ページ、款 11 災害復旧費から 123 ページ、款 14 予備費までの補足説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長

款 11 災害復旧費について補足説明させていただきます。121、122 ページになります。款 11 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、予算現額 606 千円で本年度の支出はありませんでした。123、124 ページをお開き下さい。項 2 公共土木施設災害復旧費、予算現額 606 千円、支出済額 223,650 円、不用額 382,350 円となっております。昨年 10 月、台風 26 号の降雪により、村道通行の妨げになる被害木の撤去を委託したものでございます。

款 12 公債費、項 1 公債費、予算現額 663,818 千円、支出済額 663,722,333 円、不用額 95,667 円となっております。目 1 元金、備考欄(1)長期債約定償還元金では前年度比較で 52,899 千円ほど増となっております。平成 24 年度で償還終了が 13 本、27,535,851 円と平成 25 年度から償還開始が 24 本、77,777,237 円がございまして、その差 50,241 千円ほどあります。残り 26,580 千円につきましては、毎年償還元金が増え、その分償還利息が減る、元利均等償還によるものでございます。

目 2 利子、備考欄(1)一時借入金利子 2,629 円は、年度末に歳計現金の不足が生じたため、定期預金の満期を迎えた財政調整基金を、短期間の繰替運用したものでございます。利息相当分を財政調整基金に積立をしております。備考欄(2)長期債償還利子は、近年の借入利率が低いことから、前年度比較で 5,686 千円ほど減となっております。

款 13 諸支出金、項 1 基金繰出金、予算現額 273 千円、支出済額 272,779 円、不用額 221 円となっております。歳入で収納しました土地開発基金の預金利子を、繰り出したものでございます。詳細はこの決算書 228 ページの基金並びに別冊の平成 25 年度基金管理運用状況調をご参照願います。

項 2 過年度過誤納還付金、予算現額 641 千円、支出済額 640,065 円、不用額 935 円となっております。前年度の歳入で収納されたもののうち、精算により返還しなければならないものを処理したものでございます。障害児施設措置費の国費、及び道費分、障害者自立支援給付費の国費分、保育所運営費補助金の国費及び道費分、感染症予防事業等国庫補助金の精算による返還金が生じたものでございます。

款 14 予備費では、款 2 総務費、項 2 徴税费へ 228,864 円を充用しております。予算現額及び不用額は 2,271,136 円となっております。

議長

なお127ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入の補足説明後に説明させていただきます。以上で補足説明を終わります。

説明が終わりました。  
質疑の発言を許します。  
ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

款11 災害復旧費から123ページ款14 予備費までを終わらせていただきます。

これで一般会計歳出決算を終わります。  
おはかりいたします。

本日の会議はこれまでとし、9月11日午前10時から再開したいと思います。これにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって9月11日午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

(16時42分)